

令和4年第3回会津坂下町議会定例会会議録

令和4年9月1日から令和4年9月14日まで第3回定例会が町役場議場に招集された。

令和4年9月1日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

|          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 1番 目黒克博  | 2番 蓮沼文明   | 3番 物江政博  |
| 4番 赤城大地  | 5番 横山智代   | 6番 渡部正司  |
| 7番 佐藤宗太  | 8番 山口享    | 9番 青木美貴子 |
| 10番 渡部順子 | 11番 五十嵐一夫 | 12番 酒井育子 |
| 13番 小畑博司 | 14番 水野孝一  |          |

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 五十嵐 隆 裕 | 書 記 | 中 村 夏 実 |
| 書 記    | 加 藤 秀 法 | 書 記 | 渡 部 政 也 |
| 書 記    | 大 場 智 鶴 |     |         |

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 町 長     | 古 川 庄 平 | 副 町 長     | 板 橋 正 良 |
| 教 育 長   | 鈴 木 茂 雄 | 総 務 課 長   | 佐 藤 銀四郎 |
| 政策財政課長  | 佐 藤 秀 一 | 生 活 課 長   | 新 井 田 英 |
| 建 設 課 長 | 古 川 一 夫 | 産 業 課 長   | 宇 内 勝 良 |
| 庁舎整備課長  | 遠 藤 幸 喜 | 会 計 管 理 者 | 田 部 嘉 之 |
| 教 育 課 長 | 上 谷 圭 一 | 子 ども 課 長  | 佐 藤 美千代 |
| 監 査 委 員 | 仙 波 利 郎 |           |         |



◎開会及び会議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、6番、渡部正司君、7番、佐藤宗太君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第3回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程（案）のとおり、本日9月1日から9月14日までの14日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、9月1日から9月14日までの14日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（水野孝一君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告7件を提出いたします。

初めに、町長から報告4件の提出がありました。議長報告第18号「専決処分の報告について 専決第10号損害賠償の額の決定について」、議長報告第19号「専決処分の報告について 専決第11号損害賠償の額の決定について」、議長報告第20号「株式会社湯川会津坂下経営状況の報告について」、議長報告第21号「株式会社社会津ばんげ公共サービス経営の報告について」であります。

朗読を省略して、順次内容の説明を求めます。

まず、議長報告第18号及び第19号について、説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。

私からは、議長報告第18号、町長報告第14号「専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第10号「損害賠償の額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和4年2月23日午前4時頃、会津坂下町大字白狐字北原甲374番地1において発生した対物事故についての損害賠償であります。

賠償する相手方の住所並びに氏名は、福島県郡山市大町1丁目9番13号HD郡山大町ビル株式会社アーネストワン様でございます。

損害賠償の額は、除雪作業中に株式会社アーネストワン様が所有する土地のコンクリートブロック塀を破損させたことにより、修理に要した4万9,500円で、地方自治法第180条第1項の規定により令和4年4月26日専決処分をしたので、ご報告申し上げます。

続きまして、議長報告第19号、町長報告第15号「専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第11号「損害賠償の額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和4年4月28日午後1時37分頃、会津坂下町字市中3番甲3662番地において発生した対物事故についての損害賠償であります。

賠償する相手方の住所並びに氏名は、福島県河沼郡会津坂下町字古市乙127番地小林美津子様でございます。

損害賠償の額は、役場前駐車場において公用車が小林様の車両に追突し、ボンネット部分を破損させたことによる修理代及び代車に要した51万6,000円で、地方自治法第180条第1項の規定により令和4年7月26日専決処分を行ったものであります。

以上、ご報告申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議長報告第20号及び第21号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長報告第20号、町長報告第16号「株式会社湯川会津坂下経営状況の報告」について、ご説明を申し上げます。

町が出費している法人、株式会社湯川会津坂下の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をするものです。

資料「株式会社湯川会津坂下第9期決算報告書」について、ご説明を申し上げます。

初めに、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第9期決算報告書の3ページから4ページ、損益計算書をご覧ください。

Iの純上高につきましては、物産売上げは対前年度19万8,802円増の1億6,219万4,119円、農産物売上げは、対前年度1,666万7,015円減の2億7,764万4,344円、レストランの売上げは、対前年度977万5,429円増の3,907万1,507円、テナント手数料及び共益費等を加え、総額は対前年度478万201円増の5億2,344万5,493円の売上げとなりました。

IIの売上原価につきましては、期首商品棚卸高から期末商品棚卸高まで合計3億7,775万7,651円となり、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、対前年度536万437円増の1億4,568万7,842円となりました。

IIIの販売費及び一般管理費につきましては、役員報酬から4ページの雑費までの合計1億4,449万3,872円となり、売上総利益から差し引きますと119万3,970円の営業利益となり、対前年度比96万6,699円の利益が増加をいたしました。

IVの営業外収益につきましては、受取利息、物産会費収入、雑収入で318万7,613円となり、Vの営業外費用の雑損失5,748円を差し引いた経常利益が437万5,835円となりました。

VIの特別利益の2万9,000円を加え、法人税、住民税の110万1,900円を差し引きますと、当期純利益が330万2,935円となり、第8期決算と比較して144万9,854円の純利益の増となりました。

お戻りいただきまして、1ページ、2ページの貸借対照表をご覧ください。

令和4年3月31日現在の会社の経営状況を貸借対照表によりご説明を申し上げます。

初めに資産の部ですが、Iの流動資産の現金・預金から貸倒引当金までの流動資産合計1億1,347万749円、IIの固定資産、1の有形固定資産から3の投資その他の資産までの固定資産合計98万2,370円、IIIの繰延資産9万9,000円で、資産合計が1億1,455万2,119円であります。

次に、2ページをご覧ください。

負債の部ですが、Iの流動負債の買掛金から未払消費税等までの流動負債合計4,132万8,321円、IIの固定負債60万円、負債合計が4,192万8,321円であります。

純資産の部ですが、1の資本金4,450万円、別途積立金が800万円、第8期までの繰越利益剰余金を加えた利益剰余金合計が2,812万3,798円、資本金を加えた純資産合計が7,262万3,798円、負債、純資産合計が1億1,455万2,119円となりました。

5ページに株主資本等変動計算書、6ページに個別注記表、7ページに監査報告書が記載されておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

以上、説明を申し上げ、報告とさせていただきます。

続きまして、議長報告第21号、町長報告第17号「株式会社社会津ばんげ公共サービス経営状況の報告について」ご説明を申し上げます。

町が出費している法人、株式会社社会津ばんげ公共サービスの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

資料「第29期株式会社社会津ばんげ公共サービス営業報告書及び決算書」についてご説明をいたします。

1 ページをご覧ください。

第29期の概況の報告について説明をいたします。

第29期は、新型コロナウイルス感染防止対策を図りながらの営業となりましたが、全施設での臨時休館や貸出中止等が行われ、不要不急の外出と都道府県間の移動の自粛等の要請もあり、引き続き厳しい社会情勢が会社の経営に大きく影響した中で、第4期指定管理者制度の最終年度が終了いたしました。

次に、施設管理運営業務について申し上げます。

主要施設である糸桜里の湯ばんげは、指定管理料5,325万1,000円と温泉利用料等2,857万3,000円をもって管理・運営をしてまいりました。

社員一丸となり、各種の事業展開により利用者の確保と顧客満足度の向上に努めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で45日間の臨時休館と12日間の町民限定での営業もあり、入館者数は対前年度457人減の7万3,695人となりました。利用料は、休業補償の238万9,000円を含めても1,344万6,000円の減となりました。

その他の施設の概況と実績につきましては、報告書に記載のとおりであります。

3 ページをご覧ください。

独自収益事業の内容と実績及び収益状況について記載されております。各施設の内容につきましては、後ほどご覧をいただければと思います。

会社の収益状況につきましては、別冊になりますが、「第29期株式会社社会津ばんげ公共サービス決算附属資料」の1 ページをご覧ください。

収支決算書総括書のとおり、町の指定管理収入と利用料収入、さらに会社独自の事業収入、そして受取利息や雑収入を加えた第29期の収入額は1億4,548万5,060円となりました。

これに対し経費は、商品の仕入れや施設管理費、人件費等の当期支出合計の額が1億4,509万1,253円となり、第29期の収支差引きは39万3,807円となりました。

ここに第28期の繰越利益剰余金1,205万4,812円を加えた1,244万8,619円が第29期の繰越利益剰余金となります。

次に、営業報告書及び決算書にお戻りをいただきまして、5 ページをご覧いただきたいと思います。

2、営業経過報告であります。5 ページには、会社総務部門に関する会議等の開催内容を、6 ページから8 ページは、施設管理及び収益部門に関する事業の報告を記載しております。

9ページをご覧ください。

当社が指定管理者として受託管理している施設及び委託を受けている施設の町担当課、担当班を記載しております。

10ページ、11ページは、会社の概況報告であります。

次に決算報告であります。決算報告の1ページをご覧ください。11ページの次のページになります。

令和4年3月31日現在の貸借対照表であります。

まず、資産の計が4,976万7,723円であります。負債の合計が1,331万9,104円です。

2ページをご覧ください。純資産の部ですが、純資産の合計が3,644万8,619円であり、負債純資産の合計は4,976万7,723円となります。

3ページをご覧ください。損益計算書であります。

4ページをご覧ください。税引前の当期純利益が57万8,807円であり、法人税等が18万5,000円ですので、当期純利益は39万3,807円となりました。

5ページは製造原価報告書、6ページは株主等変動計算書であります。ここでは株主資本の内訳を記載しており、当期純利益の39万3,807円を加え、利益剰余金の当期末残高は1,244万8,619円となりました。

7ページは監査報告書であります。

以上、説明を申し上げ、報告とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上、説明のとおりでありますのでご承知願います。

続いて、議長報告第22号「会津坂下町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施報告について」、議長報告第23号「例月出納検査の結果報告について」、議長報告第24号「諸般の報告（第3号）について」であります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

改めて皆さんおはようございます。

本日ここに令和4年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にもかかわらずご出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

さて、この機会に、本定例会に提出いたしました主な案件の概要及び当面する町行政の諸課題を申し上げ、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、一日の感染者数が過去最大を更新するなど、収束の兆しが見られない状況であります。県内、会津管内におきましても、多くの感染者の報告が続いておりますが、感染予防対策を万全にし、8月7日にはばんげ夏まつりを3年ぶりに開催いたしました。流し踊りは中止となりましたが、ほぼ通常開催となり、多くの人にお越しいただき、町なかのにぎわいが感じられ、夜空を大輪の花火が彩るなど感動いたしました。

様々な感染予防対策を講じ、万全の準備をされた関係者の方々に対し心より感謝を申し上げます。また、ウィズコロナとしてのイベントの在り方が示されたと考えており、秋祭りについても、感染予防対策を徹底し開催していきたいと考えております。

それでは、今議会に提案する案件の概要について申し上げます。

まず、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、教育委員会委員としてご尽力いただいております教育長職務代理者が任期満了となるため、その後任について提案し、ご同意を賜りたく上程いたしました。

次に、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業の取得制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等について、国・県の動きに合わせ関係する条例を改正するものであります。

次に、会津坂下町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴う改正であります。

次に、権利の放棄につきましては、株式会社会津ばんげ公共サービスの解散に伴い、その清算に要する経費に充当するために出資金の一部を放棄するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、前年度議決を受けました議案第71号工事請負契約の締結について、今回、工事請負契約の一部を変更するものであります。

次に、令和3年度会津坂下町水道事業会計決算に伴い剰余金を処分したいとするものです。

次に、令和3年度一般会計をはじめ、各特別会計の歳入歳出決算の承認を賜ることとなっております。

令和3年度一般会計歳入歳出決算については、歳入合計98億6,126万166円、歳出合計94億3,710万2,227円で、歳入歳出差引額4億2,415万7,939円となりました。

次に、国民健康保険特別会計決算については、歳入18億113万4,084円、歳出17億3,617万8,298円で、歳入歳出差引残額6,495万5,786円となりました。

次に、介護保険特別会計決算については、歳入22億7,828万7,544円、歳出21億8,473万3,718円で、歳入歳出差引残額9,355万3,826円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計決算については、歳入1億8,577万474円、歳出1億8,565万4,064円で、歳入歳出差引残額11万6,410円となりました。

次に、下水道事業特別会計決算については、歳入、歳出ともに4億4,629万8,269円となりました。

次に、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計決算については、歳入、歳出とも2億1,619万6,988円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計決算については、歳入、歳出とも6,635万7,765円となりました。

次に、水道事業会計決算については、損益勘定につきましては、差引営業損失が1,153万6,438円、差引営業外利益が5,124万9,645円となり、経常利益は3,971万3,207円となりました。

特別損失19万8,629円を差し引いた当年度純利益は3,951万4,578円となり、この結果、当年度末処分利益剰余金は3億613万867円となりました。

資本勘定につきましては、資本的収支が、消費税額を含んだ支出額1億3,186万1,890円に対し、収入額4,193万1,200円となり、その不足額8,993万690円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

詳細につきましては、決算特別委員会においてご審議いただくようお願いいたします。

次に、補正予算について申し上げます。

補正予算につきましては、令和4年度一般会計補正予算（第4号）のほか、特別会計補正予算が6件ございますが、特に令和4年度一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,426万6,000円を追加し、81億6,705万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、普通交付税や国県補助金の確定に伴う増減です。

歳出の主なものは、各種過年度返還金の支出、燃料価格の高騰に対応するための増額補正、寄附金を活用した教育用品等の購入、幼稚園、保育所等におけるICT環境の整備、原油価格や物価高騰による生活困窮世帯に対する支援として、物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業を実施するものです。

また、新型コロナワクチン接種について、オミクロン株対応ワクチンの5回目接種の経費を計上しました。

次に、最近の町政について申し上げます。

初めに、過疎対策事業について申し上げます。

本町における交流人口対策及び関係人口対策は、会津坂下町移住定住推進協議会が企画立案を担い、事業実施につきましても関係機関と連携しながら進めており、9月23日には林業体験をメインとする里山整備体験ツアーを実施いたします。引き続き魅力あるイベント等を開催し、交流人口・関係人口の増加を図ってまいります。

定住人口対策事業である会津坂下町住宅取得支援事業補助金につきましては、8件の申請があり、そのうち町外からの転居は5件19名、町内転居は3件8名となっています。

また、政策財務課移住定住推進班内に、移住希望者の相談をワンストップで対応するため、移住定住相談窓口を設置しました。空き家物件や補助金の紹介のみならず、移住

希望者が安心して本町での生活が送れるよう役場全体で移住定住の取組を推進してまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

丈助橋整備事業につきましては、既に測量業務、地質調査及び予備設計業務を発注しており、早期着手に向け関係機関との協議を進めてまいります。

次に、公共下水道事業について申し上げます。

県道会津坂下会津高田線管路DB整備事業については、事業者の創意工夫や多様な技術提案により事業者を選定する公募型プロポーザル方式を採用し、年度内の基本協定締結に向け進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

本年の水稻の生育状況につきましては、天候に恵まれたことから、生育状況は順調であり、7月末現在の今年産米の予想作況指数は102の「やや良」と予想されております。しかし、8月に入り高温傾向や局地的大雨等の天候不順が続いており、高温障害や病害虫、台風等による影響に留意する必要がありますので、注意喚起に努めるとともに、被害発生時の迅速な対応に努めてまいります。

次に、本年産米の需給調整への取組につきましては、長引くコロナの影響による大量の民間在庫量が存在し、米価回復の兆しが見えないことから、農家所得の確保を最優先課題に位置づけ、水稻作付による需給調整に取り組むことを大きな柱として、飼料用米への転換を推進してきたところであり、転換面積は7月末現在で約198ヘクタールとなっております。しかし、原材料価格の高騰により飼肥料の取引価格が上昇し、農業経営を圧迫している状況にあることから、今後も国県支援対策等を活用し次期作支援に取り組んでまいります。

次に、有害鳥獣対策につきましては、ツキノワグマの出没件数、農作物の被害件数ともに昨年度より増加しており、8頭を駆除したところであります。今後、果物の収穫が本格化する時期を迎え、食害や樹木被害が懸念されることから、鳥獣被害対策実施隊との連携を強化し、人的被害の未然防止と農作物被害の拡大抑制に努めてまいります。

次に、8月3日から4日に発生した大雨による被害状況について申し上げます。

被害は水田のり面の崩落が7か所、農道のり面崩落及び用排水路への土砂流入等が3か所確認しております。今後、国の災害査定等を受け、来期の作付に支障がないよう手続を進めてまいります。

次に、商工業及び観光物産行政について申し上げます。

まず商工業行政においては、過日の臨時会で議決いただいた会津坂下町原油価格・物価高騰等総合緊急対策関連事業を実施しております。

事業者向けの価格高騰対策支援金事業及び燃料費高騰に係る運送業者等支援事業については、7月25日より受付を開始し、8月19日時点で合わせて120件の申請がありました。

また、ばんげ応援商品券については、8月10日より郵送を開始し、一部の不在世帯を除き配布を完了しました。

次に、商店街活性化として軽トラ市の開催及び馬肉の消費拡大として会津ばんげ馬（さくら）の会による肉の日のイベントなどを実施しています。

次に観光行政においては、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染症対策を徹底し、御田植祭や夏まつり、まち歩きの実施や物販イベント等を再開し、商工業、観光の振興に取り組んでまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

新庁舎建設基本構想策定に向け、新庁舎建設検討委員会を再開いたしました。検討委員に新たに各地区代表1名ずつ、青年代表一般公募3名を委嘱し、進めてまいりたいと考えております。

今後は、建設場所について、現建設予定地も含め再考することとし、そのための判断材料として、まちづくり懇談会や町民アンケート等により、再度幅広く町民の声を聴く機会を設けてまいります。

また、旧江戸鮎建物解体工事については、工期内完了に向け施工中であります。

次に、教育行政について申し上げます。

通学路における安全の確保につきましては、毎年、国県機関、保護者等の協力による合同点検を実施しております。本年度は8月2日に実施し、各学校や地区から収集した危険箇所へ赴き、箇所ごとに、道路整備や防護柵設置などのハード対策や、交通規制、安全教育などのソフト対策など、その場に合った具体的な実施メニューを検討いたしました。今後とも関係機関と連携し安全対策を講じてまいります。

成人式は、延期になった令和3年度分を8月14日に、令和4年度分を20歳（はたち）の集いとして8月15日に予定どおり開催いたしました。実施に当たりご尽力いただきました実行委員会の方々や来賓、関係者の皆様に感謝を申し上げます。

次に、子育て支援について申し上げます。

低所得の子育て世帯を支援する子育て世帯生活支援特別給付金について申し上げます。

申請の必要がない世帯への給付については、低所得のひとり親世帯へは、114世帯、児童数166名、830万円を、ひとり親世帯以外の住民税均等割が非課税の世帯へは、45世帯、児童数88名、440万円を支給いたしました。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者等への支給を進めてまいります。

次に、保護者の利便性の向上のため、以前より検討してきました保育所等へのICTシステム導入につきましては、令和5年4月からの本格導入に向け、本年度よりデータベース作成と試験運用を行うことから、ばんげ保育所と幼稚園及びわんぱくクラブへのICT環境整備に係る費用について9月の補正予算に計上しました。

最後に、本定例会に上程いたしました案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、何とぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第56号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第4、議案第56号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案に対する説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

議案第56号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の提案理由をご説明申し上げます。

教育委員会委員としてご尽力をいただいております高橋直樹氏におかれましては、平成30年10月より教育委員としてお務めをいただいておりますが、令和4年9月30日をもって任期満了となります。

高橋教育委員には、高い識見をもって、教育行政をめぐる諸問題に対し精力的に取り組んでいただき、多大なるご貢献を賜りました。そのご苦勞とご功績に対しまして心から感謝を申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、蓮沼潤一氏を推薦申し上げます。

蓮沼氏は、教育関連の活動実績としましては、坂下ヒーローズソフトボールスポーツ少年団指導員や金上子ども会会長、金上地区育成会運営委員など多方面にわたるご活躍や保護者としてのお立場から、我が町の教育委員として大変ふさわしい方であると考えております。

何とぞ満場一致のご同意を賜りますよう心からお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

議案として、経歴とかそういったものが通常出されていると記憶しているんですが、今回はそういったものがなく口頭での説明なのか、お伺いいたします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

経歴書等につきましては、先ほど全員協議会のほうでお示しし、ご説明申し上げたと  
おりでございます。今後、経歴書等の議案への添付につきましては、議会事務局と相談  
をし、今後省略する方向で実施するというふうに決めましたので、今回より添付して  
おりませんので、ご理解をお願いします。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採  
決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

人事案件ですので、これについては投票を求めます。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ただいまの議長の宣告に対し異議がありますが、2人以上に達しませんので、異議の申立ては成立いたしません。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、議案第56号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、これに同意することに決定いたしました。

◎議案第57号から議案第76号の一括上程

◎議長（水野孝一君）

日程第5、議案第57号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」から議案第76号「令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第2号）」までの20件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議案第57号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第58号 会津坂下町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

議案第59号 権利の放棄について

議案第60号 工事請負契約の一部変更について

議案第61号 令和3年度会津坂下町水道事業剰余金の処分について

議案第62号 令和3年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 令和3年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 令和3年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 令和3年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 令和3年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 令和3年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 令和3年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 令和3年度会津坂下町水道事業会計決算認定について

議案第70号 令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第4号）

議案第71号 令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第72号 令和4年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第73号 令和4年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第74号 令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第75号 令和4年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第76号 令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第2号）

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第57号及び議案第58号について説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議案第57号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、令和3年8月の人事院が行いました公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中において、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置が示され、未施行の措置として残っていた育児休業の取得制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置について、令和4年10月1日から施行されることとなりますので、町においても関係する条例の改正するものであります。

今回の改正内容は3点ございまして、一つ目、育児休業の取得回数制限の緩和、二つ目、非常勤職員であります会計年度任用職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、三つ目、非常勤職員、会計年度任用職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化の3点でございます。

詳細につきましては、資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。右の旧が改正前、左の新が改正後で、下線部分が改正箇所でございます。

まず、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業取得のための緩和のため、第2条第3項中の「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、また「、2歳」を「当該子が2歳」に改めるものであります。

次に、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定めるため、同号イを次のように改めるものであります。「イ 次のいずれかに該当する非常勤職員」「（ア）その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当する育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、

当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の初日とする育児休業をしようとするもの」「（イ）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの」、また、第2条第3号ウを削除するものであります。

次に、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月とする要件について、夫婦交替での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするため、第2条の3第3号中「1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当している育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当する地方等育児休業等の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するときに当該子の1歳6か月到達日」を「1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）当該子の1歳6か月到達日」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加えるものであります。

「ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合」を追加し、また、各号に「エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の

1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合」を追加いたします。

次に、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳とする要件について、夫婦交替での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするため、第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間において、この条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用される者にあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第1号を第2号に、第2号を第3号とし、同条に第1号として次を加えるものであります。

（1）当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合、また第2条の4に次を加えるものであります。

（4）当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合、また、第2条の5を削除するものであります。

次に、育児休業の取得回数制限の緩和等のため第3条を改正するもので、再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し、育児休業等計画書の提出を不要とするため、第3条の見出し中「再度の育児休業をすることができる」を「育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める」に改め、同条中第5号を削除し、第6号を第5号として、第7号を第6号とするものであります。

次に、再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し、任期を定めて採用された職員について、引き続き更新されないことが明らかでない場合を除いて育児休業を認めるものとするため、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とするものであります。

次に、第3条の次に、「（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とするものであります」を

追加します。

次に、第8条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改めるものであります。

議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和4年10月1日から施行するものとし、この条例の施行の日前に育児休業計画書を提出した職員に対するこの条例の第3条及び第8条の規定の適用については、従来の例によりたいというものであります。

説明は以上であります。

◎議長（水野孝一君）

説明の途中でございしますが、休憩のため休議といたします。（午前11時02分）

再開は11時15分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。（午前11時15分）

議案第58号から説明をお願いします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

続きまして、議案第58号「会津坂下町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

会津坂下町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正するもので、第2条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「翌日以降2年」を「翌日以降3年」に改めるものであります。

今回の改正は、地方再生法17条の6地方公共団体を定める省令の一部改正及び福島県税特別措置条例の一部改正に伴い町条例の一部を改正するもので、改正の主な内容は、一つ目、事業者が策定する整備計画の認定期限を令和4年3月31日から2年間延長し、令和6年3月31日までとするものであります。

二つ目としまして、整備計画の認定から事業の用に供するまでの期間を1年間延長し、2年から3年とするものであります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表により説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。右の旧が改正前、左の新が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

第2条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「翌日以降2年」を「翌

日以降3年」に改めるものであります。

次に、議案に戻っていただき、附則としまして、1の施行期日について、この条例は令和4年4月1日から適用することといたします。

2の経過措置として、この条例の規定は適用日以後に新設・増設された設備に適用し、適用日前に新設・増設された設備については従前の例によるものとするものであります。説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第59号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第59号「権利の放棄について」ご説明を申し上げます。

株式会社社会津ばんげ公共サービスの解散に伴い次のとおり権利を放棄するので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めたいというものであります。

1、放棄しようとする権利の種類は、株式会社社会津ばんげ公共サービスに出資した資本金であります。

2、放棄しようとする権利の額は、出資した2,000万円のうち300万円を放棄したいというものであります。

3、権利を放棄しようとする理由は、6月30日をもって解散した株式会社社会津ばんげ公共サービスの清算に要する経費に充当したいとするものであります。

4、附帯条件として、株式会社社会津ばんげ公共サービスの清算終了時において、事業費に不用額が生じた場合は、放棄した権利の額が実績事業費に相応した金額となるよう、上記2の金額を議決により減額することができるものとするものです。

なお、清算終了は令和4年12月頃を予定しております。

以上、説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第60号及び議案第61号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

改めておはようございます。議案第60号「工事請負契約の一部変更について」ご説明申し上げます。

令和3年会津坂下町議会第3回定例会において議決を受けました議案第71号「工事請負契約の締結について」の一部を次のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めたいというものであります。

契約の金額6,374万5,000円を6,236万7,800円に変更したいというものであります。

詳細につきましては参考資料にてご説明いたしますので、参考資料をご覧ください。

1、契約の目的は、公共下水道町道北裏通り線ほか管渠工事であります。

2、変更の理由は、上口工区の一部路線が圃場耕作期と重なったことに併せ、地権者意向による公共樹設置位置の変更により施工延長を減らさざるを得なくなったものであります。

次に、一部路線において、当初設計では埋戻材を現場発生土としておりましたが、粘性土や砂質土が多く、締固めに適さない土質であったため、埋戻材を発生土から再生骨材に変更せざるを得なくなったものであります。

また、これにより不要となった発生土の残土処分費用についても追加せざるを得なくなったものであります。

次に、想定を上回る地下湧水があり日進量が低下したことに併せ、未確認埋設物等の対応に不測の施工日数を要したため、交通誘導警備員を追加せざるを得なくなったものであります。

その他、掘削影響範囲における舗装の割れや沈みが広範囲に見られたため、舗装復旧面積の追加など実績により変更したいというものであります。

3、変更契約の金額につきましては、137万7,200円を減額して契約金額を6,236万7,800円にしたいというものであります。

4、契約の相手方は、福島県河沼郡会津坂下町字上口655番地有限会社山秀建設代表取締役山内秀記であります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第61号「令和3年度会津坂下町水道事業剰余金の処分について」ご説明申し上げます。

令和3年度会津坂下町水道事業会計決算に伴う剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により別紙のとおり処分するため、議会の議決を求めたいというものであります。

別紙をご覧ください。表の右端になりますが、当年度末未処分利益剰余金3億613万867円のうち3,900万円を建設改良積立金として処分し、これにより処分後残高2億6,713万867円を繰越利益剰余金として令和4年度会計へ繰越したいというものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第62号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第62号「令和3年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

令和3年度決算書についてご説明を申し上げます。

歳入決算は決算書の1ページから4ページに記載がございます。

3ページ、4ページの合計覧をご覧ください。

予算現額100億1,067万7,000円、調定額100億7,208万5,257円、収入済額98億6,126万166円、不能欠損額1,089万6,700円、収入未済額1億9,992万8,391円、予算現額と収入済額の比較1億4,941万6,834円です。

歳出決算については、5ページから8ページに記載がございます。

7ページ、8ページの合計覧をご覧ください。

予算現額100億1,067万7,000円、支出済額94億3,710万2,227円、翌年度繰越額1億7,214万7,000円、不用額4億142万7,773円、予算現額と支出済額との比較5億7,357万4,773円です。

9ページをご覧ください。

歳入歳出差引額は4億2,415万7,939円となりました。

次に、実質収支についてご説明をいたします。217ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額98億6,126万円、歳出総額94億3,710万2,000円、歳入歳出差引額4億2,415万8,000円、繰越明許費繰越額4,293万9,000円、実質収支額3億8,112万9,000円となりました。前年度と比較しまして歳入決算で4億4,246万7,000円の増、歳出決算額で4億7,350万4,000円の増、実質収支額で1,039万9,000円の増となりました。

実質収支額3億8,121万9,000円の内訳について、現予算との比較で申し上げます。歳入では、町税5,118万8,000円、ふるさと納税寄附金1,263万7,000円、諸収入1,789万8,000円が予算を超えて収入し、歳出では、人件費6,170万5,000円、需用費1,916万5,000円、役務費772万5,000円、委託料3,114万9,000円となりました、使用料及び賃借料852万1,000円、工事請負費926万3,000円、負担金補助及び交付金3,027万6,000円、扶助費2,023万8,000円、繰出金1,247万3,000円、予備費2,269万9,000円、その他の項目で4,207万9,000円が不用額となりました。

これらの要因につきましては、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響がそれほ

ど税収に影響がなかったこと、歳出では、新型コロナウイルス感染症により事業の執行に影響が出たこと、あとは受診控えや施設等の利用控え等が主な要因であると分析しております。

次に、歳入歳出の詳細について、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず歳入であります。

1 ページ、2 ページの1 款1 項1 目町民税個人は、納税義務者の減少による均等割額、所得割額の減により2,780万3,000円減の5億8,224万9,000円となりました。

2 目法人は、新設事業所の設立などによる均等割額の増、収益増による法人税割額の増により、851万7,000円増の7,926万3,000円となりました。

次に、2 項1 目固定資産税は、評価替え及び新型コロナウイルス感染症対策として実施された減免制度により、家屋や償却資産の課税標準額が減となり、4,042万2,000円減の7億1,596万9,000円となりました。2 目国有資産等所在市町村交付金は、国・県の台帳価格の増額により、10万6,000円増の147万円となりました。

次に、3 項1 目環境性能割は、課税対象車両の減により、8万7,000円減の242万9,000円となりました。2 目種別割は、重課車両の増、買替え等による標準税率適用台数の増加などにより、77万6,000円増の5,821万7,000円となりました。

次に、4 項1 目町たばこ税は、近年の健康志向の高まりからたばこ売渡本数は減となりましたが、令和3年10月の増税により、675万3,000円増の1億5,844万2,000円となりました。

入湯税は、滝の湯の廃止により全額減となりました。

3 ページ、4 ページをご覧ください。

2 款1 項1 目地方揮発油譲与税は、財源となる税収の増により、61万4,000円増の2,205万8,000円、2 項1 目自動車重量譲与税は、財源となる税収の増により、67万9,000円増の6,307万1,000円、3 項1 目森林環境譲与税は、財源となる税収の減により、3万9,000円減の301万9,000円となりました。

次に、3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所得割交付金は、それぞれ県からの通知による額となります。

次に、6 款法人事業税交付金は、交付率が3.4%から7.7%に改正となり、660万2,000円増の1,935万円となりました。

5 ページ、6 ページの7 款地方消費税交付金、8 款環境性能割交付金、8 款1 項1 目地方特例交付金は、それぞれ県からの通知による額となります。

次に、2 項1 目新型コロナウイルス感染症対応地方税減収補填特別交付金は、償却資産及び事業用家屋の固定資産税軽減措置に伴う減収補填交付金で全額増となりました。

次に、10 款地方交付税は、3 億1,136万3,000円増となり、交付額は33億1,733万8,000円となりました。

増額とあった主な要因は、普通交付税では基準財政収入額が市町村民税の減などにより4,901万3,000円の減、基準財政需要額では、地域振興費の増や地域デジタル社会推進費の創設などにより6,067万5,000円の増となり、また国税収入の増に伴い臨時経済対策

分として9,649万4,000円、臨時財政対策債償還基金費分として6,569万9,000円が追加交付されたことにより2億7,428万4,000円の増、特別交付税は、大雪の影響による除排雪経費の増により3,756万5,000円の増、震災復興特別交付税は、地方税の改正等に伴う地方税の減収額が少なかったことにより48万6,000円の減となりました。

7ページ、8ページをご覧ください。

次に、11款1項1目交通安全対策特別交付金は、30万5,000円減の160万8,000円となりました。

12款1項1目農林水産業費分担金は、富川及び八方頭首工の受益者分担金で、22万4,000円減の94万4,000円となりました。

次に、2目土木費分担金は、危険空き家の緊急代行措置分の分担金を見込んでおりましたが、該当がなかったため収入はありませんでした。

3目災害復旧費分担金は、農業災害の受益者分担金で152万2,000円減の7万4,000円となりました。

次に、2項1目総務費負担金は、会計年度職員の雇用保険料で12万2,000円減の23万1,000円となりました。

2目民生費負担金は、会津長寿園などの老人福祉施設入所費負担金が18万1,000円の増、通常保育料が135万円の減、放課後児童健全育成事業が92万3,000円の増、施設型給付費負担金の全額減などにより、153万2,000円減の2,536万1,000円となりました。

9ページ、10ページをご覧ください。

3目衛生費負担金は、会津西部斎苑管理運営連絡協議会負担金の減などにより、203万5,000円減の2,405万4,000円となりました。

次に、4目教育費負担金は、施設型給付負担金が、町外からの受入れ園児の増による全額増などにより、81万2,000円増の134万2,000円となりました。

次に、13款1項1目総務使用料は、コミュニティセンター使用料の減などにより、8万5,000円減の59万6,000円、2目民生使用料は、1,000円増の1万9,000円、3目衛生使用料は、火葬炉使用料が4件減の528件で、16万7,000円減の1,878万9,000円、4目農林水産業使用料は、農産物加工処理施設使用料の増により、12万9,000円増の71万4,000円となりました。

11ページ、12ページをご覧ください。

5目商工使用料は、糸桜駐車場敷地占用料の全額増などにより1万4,000円増の2万3,000円、6目土木使用料は、住宅使用料の現年分で403万4,000円の減、滞納繰越分で23万3,000円の増などにより、314万1,000円減の6,276万6,000円、7目教育使用料は、施設敷地使用料の全額増などにより、2万1,000円増の158万8,000円となりました。

13・14ページをご覧ください。

13款2項1目総務手数料は、戸籍・住民基本台帳手数料の増により、9万5,000円増の710万1,000円となりました。

15・16ページをご覧ください。

2目衛生手数料は、家庭系ごみ処理手数料の11万円の減などにより、5万3,000円減

の1,639万6,000円となりました。

3目農林水産業手数料は、国土調査地籍閲覧手数料の増により、8,000円増の1万4,000円となりました。

4目土木手数料は、屋外広告物申請手数料の減により、18万5,000円減の37万3,000円となりました。

14款1項1目民生費国庫負担金は、1節障がい者福祉費負担金が、居宅サービスなどの福祉サービス対象経費額の減に伴い、自立支援給付費等負担金494万8,000円の減などで1億5,534万2,000円、2節児童手当負担金は、対象児童数が前年度より777人減少したことにより544万1,000円減の1億3,522万円、3節未熟児養育医療費負担金は、42万1,000円増の65万5,000円、4節児童福祉費負担金は、町内外の民間保育施設への支出額の減に伴う子供のための教育保育給付費1,119万6,000円の減などにより6,229万3,000円、5節低所得者保険料軽減負担金は、介護保険料の軽減に伴うもので21万5,000円減の1,243万5,000円となりました。

17・18ページをご覧ください。

1項2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種を令和3年5月から開始したことにより全額増となりました。

14款2項1目総務費国庫補助金は、18億2,554万6,000円減の9,544万7,000円となりました。

1節社会保障・税番号制度整備費補助金は、マイナンバー制度の運用システム改修などで252万7,000円増の1,677万6,000円となり、未収入分の354万4,000円は翌年度に繰越しとなりました。

2節地方創生臨時交付金は、繰越事業であるテレワークセンターの整備、JR会津坂下駅及び立木観音公衆トイレ整備によるもので全額増となりました。

2目民生費国庫補助金は、2節児童施設費補助金の保育対策総合支援事業費補助金710万7,000円の減、3節臨時福祉給付費補助金の子育て世帯生活支援特別給付事業補助金が全額増、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1億9,385万円の増、19ページ、20ページ、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費補助金1億3,752万1,000円の増などにより3億3,811万7,000円増の3億8,236万円となりました。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は、合併浄化槽設置基数の減による循環型社会形成推進交付金146万1,000円の減、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金が7,163万4,000円の増、3節地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の全額増などにより、3億2,449万8,000円増の3億3,224万2,000円となりました。臨時交付金の未収分の7,160万円は翌年度に繰越しとなりました。

4目土木費国庫補助金は、1節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金が、大雪による除雪経費の増などによる2,871万9,000円の増、道路メンテナンス事業費補助金が、橋りょうの点検・補修工事などの繰越分により1,783万9,000円が全額増、臨時道路除雪事業費補助金1,400万円の増などにより、5,881万9,000円増の1億2,031万1,000

円となりました。未収入分の1,155万円は翌年度に繰越しとなりました。

2節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金は、年度間調整により773万5,000円減の1万円となりました。

21・22ページをご覧ください。

5目教育費国庫補助金、3節社会教育費補助金は、建造物保存修理事業費補助金が旧五十嵐家住宅の保存修理によるもので全額増、公立学校情報機器整備費補助金が、GIGAスクール整備完了により3,324万2,000円の全額減などにより4,597万4,000円減の1,754万3,000円となりました。

14款3項1目総務費国庫委託金は、外国人に係る事務処理件数の減などにより9万1,000円減の20万7,000円、2目民生費国庫委託金は、受付件数の減による基礎年金等事務費交付金の減により18万4,000円減の373万円となりました。

15款1項1目総務費県負担金は、県民税徴収取扱費交付金655万円の減により1,769万1,000円となりました。

2目民生費県負担金は、23万3,000円減の2億4,647万6,000円となりました。

1節社会福祉費負担金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が7万8,000円増の3,701万2,000円、低所得者保険料軽減負担金は、2万7,000円減の621万7,000円となりました。

23・24ページをご覧ください。

2節障がい者福祉費負担金の自立支援給付費等負担金は、対象経費支出額の減により111万3,000円減の7,123万3,000円、障がい児施設給付費等負担金は、10万7,000円増の643万8,000円となりました。

3節保険基盤安定負担金は、国民健康保険税軽減者の増により、573万5,000円増の7,209万円と4節児童手当負担金は、対象児童数の減による115万7,000円減の2,985万円となりました。

6節児童福祉費負担金の施設型給付負担金は、町内外の民間保育施設への支出額の減により、子供のための教育保育給付費が569万1,000円減の2,145万3,000円、子育てのための施設等利用給付交付金が全額増となりました。

2項1目総務費県補助金は、市町村生活交通対策事業運行費補助金が129万5,000円減、移住支援金及びテレワーク施設等整備補助金がそれぞれ全額増、地方創生総合支援事業費補助金が101万5,000円の全額減により、69万9,000円減の3,809万7,000円となりました。

2目民生費県補助金は、470万9,000円増の7,497万7,000円となりました。

1節障がい者福祉費補助金は、重度障がい者支援事業費補助金が、医療給付件数の減により215万円減の1,514万7,000円、25・26ページの3節児童福祉費補助金は、乳幼児医療費補助金が109万6,000円の増、子どもの医療費補助金247万2,000円の増、4節子育て世代生活支援特別給付金事業費補助金（ひとり親世帯分）及び5節原油高騰対応生活困窮世帯緊急補助金が全額増となりました。

3目衛生費県負担金は、190万円増の1,567万5,000円となりました。合併処理浄化槽

設置整備事業費補助金が、設置基数の減により129万3,000円減の88万5,000円、27・28ページの2節福島県地域外来・検査センター運營業務補助金が、令和2年10月末に開設しました坂下厚生病院の発熱外来の運営に関する補助で382万3,000円の増、災害等廃棄物処理事業費補助金が372万7,000円の全額減となりました。

4目農林水産業費県補助金は、3,958万9,000円増の2億5,999万1,000円となりました。

1節農業費補助金の基幹水利施設管理事業費補助金が、富川頭首工の管理経費の減により607万2,000円の減、農地集積協力金交付金が、対象となる農地面積の増により472万4,000円の増、水田農業改革支援事業が708万2,000円の減となりました。

29・30ページをご覧ください。

繰越分の溜池の耐震調査に伴う農村地域防災減災事業補助金、農業機械の導入補助である産地生産基盤パワーアップ事業、農業施設等の整備補助である産地生産力強化総合対策事業補助金がそれぞれ全額増、地域担い手育成支援事業補助金、「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業補助金及び実り豊かな福島の産地整備事業補助金がそれぞれ全額減、2節林業費補助金のふくしま森林再生事業費補助金が、繰越分と合わせまして1,406万8,000円の増となりました。未収入分の2,818万6,000円は翌年度に繰越しとなりました。

5目商工費県補助金は、自家消費野菜等放射能検査事業補助金が79万6,000円の減、姉妹都市埼玉県北本市の農産物直売所桜国屋及び首都圏等での物産販売を実施している消費者風評対策市町村支援事業交付金が71万5,000円の増などにより、8万1,000円減の594万8,000円となりました。

6目教育費県補助金は、放課後子どもプラン補助金が県委託金から移行したことで全額増、ふくしま旬の食材等活用推進事業補助金が、学校給食等地産地消費事業補助金から名称変更となり全額増、フッ化物洗口事業補助金が補助対象外となったことから26万1,000円の全額減などにより、43万5,000円増の175万3,000円となりました。

7目災害復旧費県補助金は、令和2年7月の豪雨で被災した白子沢溜池の復旧工事の繰越分で、1,219万円減の481万円となりました。

3項1目総務費県委託金は、375万4,000円増の1,342万5,000円となりました。1節総務管理費委託金のうつくしま権限委譲交付金が、新たな事務の委譲などにより116万2,000円の増、31・32ページの3節選挙費委託金は、衆議院議員総選挙の執行などで全額増、4節統計調査費委託金は、国勢調査の完了などで629万1,000円の減となりました。

3目農林水産業費県委託金は、河川樋門管理委託金で1,000円増の46万1,000円となりました。

4目土木費県委託金は、県道協力路線除雪委託金198万5,000円の増などにより、178万円増の2,757万3,000円となりました。

5目教育費県委託金は、スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業委託金が国庫補助金から移管されたことで252万円の増、放課後子どもプラン委託金が県補助へ移行したことから160万6,000円の全額減などにより、91万4,000円増の450万円となりました。

16款1項1目財産貸付収入は、50万7,000円増の742万1,000円となりました。

33・34ページをご覧ください。

2節施設命名権収入は、鶴沼球場のネーミングライツ事業収入で、令和2年10月から令和7年9月までの5年契約で、令和3年度は12か月分となったことから30万円増の60万円となりました。

2目利子及び配当金は、1万9,000円減の11万6,000円となりました。

35・36ページをご覧ください。

2項1目不動産売払収入は、旧中岩田団地跡地字逆水地内の町有地、大字宮古地内の法定外公共物を売却したことにより、3,687万2,000円増の3,834万2,000円となりました。

2目物品売払収入は、8トン除雪ドーザ1台などの売却により、119万9,000円増の289万8,000円となりました。

17款1項1目一般寄附金は、一般寄附が9件で、988万4,000円増の1,209万5,000円となりました。

2目ふるさと納税寄附金は6,488件で、2億1,420万9,000円増の2億6,263万7,000円となりました。

18款1項1目財政調整基金繰入金は、令和2年度ふるさと納税分1,890万7,000円、令和2年度及び3年度一般寄附金分1,181万1,000円を各事業へ充当するため繰入れしたもので、1,874万8,000円増の3,934万3,000円となりました。

3目会津西部斎苑運営基金繰入金及び4目土地開発公社基金繰入金は、基金廃止により繰入れしたもので全額増となりました。

37・38ページをご覧ください。

5目減債基金繰入金は、福島県市町村振興基金からの起債5本を繰上償還するために繰入れしたもので、全額増となりました。

2項1目介護保険特別会計は、介護保険の令和2年度低所得者保険料軽減負担金が確定により国県負担金分を含む一般会計からの繰出金を返還するために繰入れしたもので、全額増となりました。

19款1項1目繰越金は、純繰越金は1億2,591万7,000円増、繰越明許分は4,693万4,000円の増により、1億7,285万1,000円増の4億5,519万5,000円となりました。

20款1項1目延滞金、加算金及び過料は、77万1,000円減の155万4,000円となりました。

39・40ページをご覧ください。

4項4目学校給食費は、1節学校給食費が、喫食数の増により現年度分で95万6,000円の増、滞納繰越分は47万7,000円の増となりました。2節幼稚園給食費は、現年度分、滞納繰越分合わせて19万6,000円の増となりました。

次に、46ページまで記載の5目雑入の主な増減は、後期高齢者医療療養給付費過年度分の731万1,000円の増、光ケーブル移転補償金415万6,000円の増、湯川村学校給食業務受託料159万2,000円の増、過年度障がい者福祉負担金が、国・県合わせまして942万8,000円的全額減、コミュニティ助成事業1,350万円の減、過年度農用地等災害復旧事業費県補助金515万7,000円的全額減、過年度観光物産協会補助金返還金、土地開発公社返

還金、高速道路橋剥落防止助成事業、自動車損害共済給付金、国土調査地籍データ提供手数料及び県職員の住宅精算金の増などにより、850万1,000円減の9,567万円となりました。

45・46ページをご覧ください。

21款1項1目町債の民生債は、子育て支援事業が民間保育施設の町負担分で450万円増、児童医療費助成事業が460万円の全額減となり、10万円減の2,800万円となりました。

2目衛生債は、会津西部斎苑整備事業で80万円増の280万円、坂下厚生総合病院整備事業が病院建設の町負担で全額増の6億1,980万円となりました。

3目農林水産業債は、農業用河川工作物応急対策が栗村堰の改修で280万円減の220万円、溜池等整備が大窪、泥布沢の溜池改修で50万円減の140万円となり、330万円減の360万円となりました。

4目土木債は、町道改良整備が1,450万2,000円増の2,300万円、除雪機械整備事業が8トンドーザ1台の更新で250万円減の200万円、橋りょう整備が長井橋の補修等で繰越分を合わせて870万円増の2,160万円となりました。

47・48ページをご覧ください。

町営住宅整備が古町川尻住宅1号棟給水設備の改修で210万円増の1,280万円、河川改修整備が水無川整備で110万円減の200万円、緊急しゅんせつ推進事業が河川の土砂撤去で1,000万円増の1,800万円、公園施設整備事業が全額減となり、3,060万円増の7,940万円となりました。

未収入分の800万円は、丈助橋かけ替え工事の測量設計で翌年度に繰り越すものであります。

5目消防債は、消防施設整備事業として広域市町村圏整備組合への負担金が490万円増の1,990万円となりました。

6目教育債は、学校給食センター運営事業が、給食センターの調理・搬送業務委託で1,420万円増、学校情報通信ネットワーク環境整備が3,010万円の全額減、公民館施設整備が470万円の全額減、通園通学安全対策が770万円の全額減により2,830万円減の2,200万円となりました。

7目臨時財政対策債は、普通交付税算定に伴い発行可能額が示され、5,889万9,000円増の2億3,977万7,000円となりました。

◎議長（水野孝一君）

説明の途中でございますが、昼食のため休議いたします。（午前11時57分）

再開は午後1時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。（午後1時00分）

説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

それでは、引き続きまして、歳入歳出決算の歳出についてご説明をいたします。

49・50ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目議会費は、議員共済会負担金が算出係数の変更により66万5,000円の減、議員永年勤続功労者肖像画委託料及び議会報を後年に残していくため電子データ化するための広報紙面電子化業務委託料が全額増などにより、196万円増の8,225万4,000円となりました。

51・52ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、1 億4,532万8,000円増の7 億5,441万3,000円となりました。

2 節給料では、特別職給料及び一般職給料として、特別職の給料削減終了と一般職給料が人事異動により729万4,000円増、会計年度事務補助員給料が全額増となりました。

53・54ページをご覧ください。

3 節職員手当等は、退職手当組合負担金の増などで3,048万円増、4 節共済費は、会計年度職員が雇用期間などの要件により社会保険から共済組合に切り替わったことによる会計年度任用職員共済組合負担金の増などにより、843万9,000円の増となりました。

55・56ページをご覧ください。

7 節報償費は、ふるさと納税の増加により寄附者返礼品6,973万6,000円増、8 節旅費は8,000円の減、9 節交際費は11万3,000円の増、10節需用費は、燃料費が53万6,000円の増、光熱水費が55万4,000円の増となりました。

57・58ページをご覧ください。

11節役務費は、通信運搬費が、ふるさと納税の増による返礼品運送料の増などにより362万4,000円の増、決済手数料が150万5,000円の増。

12節委託料は、59・60ページになりますが、ふるさと納税返礼品発注等業務が1,034万6,000円の増、産業医業務が全額増、廃棄物処理が、町有施設5か所のPCB分析、危険物貯蔵所等休廃止の全額減などにより38万9,000円減の2,556万1,000円となりました。

13節使用料及び賃借料は、ふるさと納税を推進するため、ふるさとチョイス及び楽天システムを活用しているライセンス使用料の1,540万3,000円増などにより、2,111万2,000円となりました。

14節工事請負費は、役場本庁舎及び東分庁舎の下水道接続工事で230万8,000円となりました。

18節負担金補助及び交付金は、本庁舎及び東分庁舎が下水道供用区域に入ったことに伴う下水道受益者負担金の全額増などにより、427万6,000円となりました。

61・62ページをご覧ください。

21節補償補填及び賠償金は、情報公開に関する分で全額減となりました。

2目文書広報費は、町広報紙を後年に残すため電子データ化する広報紙面電子化業務委託料及び町長似顔絵データ作製委託料の全額増などで、248万5,000円増の650万8,000円となりました。

3目財政管理費は、消耗品費の減などにより19万9,000円減の141万5,000円となりました。

4目会計管理費は、63・64ページ、11節役務費の指定金融機関事務取扱手数料が業務内容の見直しによる人件費分の増などにより、98万円増の322万円となりました。

5目財産管理費は、5億4,190万9,000円増の8億5,175万6,000円となりました。

12節委託料は、旧江戸鰯アスベスト含有分析調査業務で全額増、旧中岩田住宅用地の売却に伴う測量設計委託及び不動産鑑定委託43万8,000円の全額減などにより、133万7,000円となりました。

24節積立金は、財政調整基金5,786万3,000円の増、減債基金1億4,669万9,000円の増、公共施設整備基金1億7,365万6,000円の増、会津西部斎苑運営基金が全額増、行政センター建設基金8,417万9,000円の増などにより、5億4,190万9,000円増の8億4,826万6,000円となりました。

65・66ページをご覧ください。

6目企画費は、286万4,000円増の1億3,165万6,000円となりました。

1節報酬は、地域おこし協力隊1名分185万1,000円の増、パートタイムの地域づくりコーディネーター分で全額増となりました。

2節給料が地域づくりコーディネーター給料21万5,000円の増、3節職員手当等が地域づくりコーディネーターの期末手当の算定増などにより149万2,000円の増、7節報償費のモニターは、町魅力発見モニターツアー開催により全額増となりました。

10節需用費は、金上地区コミュニティセンター照明器具修繕などで232万1,000円の増となりました。

67・68ページをご覧ください。

12節委託料は、69・70ページの廃棄物処理は、旧若宮小学校に残置されたタイヤ等の処分によるもので全額増、協働によるまちづくり推進が、若者による地域づくり推進事業で全額増となりました。

13節使用料及び賃借料は、地方バス運行維持対策定期券106万8,000円の増、路線バス乗車券が70万2,000円増、会津坂下駅前トイレ新築工事に伴い簡易トイレを設置したため、簡易トイレが全額増、14節工事請負費は、93万6,000円の減、17節備品購入費は、テレワークセンターの新築に伴う施設備品の購入などで、228万3,000円の増となりました。

71・72ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金は、市町村生活バス路線運行81万4,000円の増、一般コミュニティ助成補助金が1,260万円の減、地域づくりが273万8,000円の増となりました。

7 目交通安全対策費は、道路反射鏡工事57万4,000円の増などにより、59万6,000円増の306万7,000円となりました。

73・74ページをご覧ください。

8 目電算管理費は、632万7,000円増の8,093万4,000円となりました。

10節需用費は、只見川河川整備事業に伴う光ケーブル移転工事などにより施設修繕料が全額増、12節委託料は、電子計算機保守点検が60万3,000円の減、75・76ページの光ケーブル移転の事前調査が全額増となりました。

13節使用料及び賃借料は、令和2年度の業務システムの一部更改に伴い、電子計算機器等が231万6,000円の増、18節負担金補助及び交付金の地方公共団体情報システム機構負担金が、社会保障・税番号制度システム開発に関する経費の減等により202万6,000円の減となりました。

9 目地方創生費は、定住支援事業で70万1,000円増の116万5,000円となりました。

77・78ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の移住支援金は、県外から本町に移住し、テレワークで移住前の企業の仕事を引き続き実施する方に補助するもので、全額増となりました。

10目新庁舎建設費は、旧江戸鮎の土地・建物の購入、旧江戸鮎解体に係る測量設計、アスベスト調査などで全額増となりました。

11目地方創生臨時対策費は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用した繰越事業分で、JR会津坂下駅公衆トイレ整備、テレワークセンター新築工事及び立木観音公衆トイレ整備が全額増、令和2年度に実施した生活支援事業分が全額減となり、1億5,508万3,000円減の1億3,674万1,000円となりました。

2 項 1 目税務総務費は、2 節給料及び3 節職員手当は、人事異動により105万5,000円の減となりました。

79・80ページをご覧ください。

7 節報償費は、納税組合報償金が、18節の補助金から歳出科目の変更を行ったものであり全額増、12節委託料は、税制改正等によるシステム改修業務が141万円の減となりました。

81・82ページをご覧ください。

22節償還金利子及び割引料は、法人税や住民税の修正申告等による過誤納還付金が463万3,000円の減となりました。

2 目賦課徴収費は、印刷製本費などの増で、24万9,000円増の221万8,000円となりました。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は、144万6,000円増の4,537万3,000円となりました。

2 節給料及び3 節職員手当等は、169万4,000円の減となりました。

83・84ページをご覧ください。

12節委託料は、繰越事業分の法改正に伴う戸籍情報システム及び附表システムの改修が全額増、戸籍附表システム改修249万7,000円が全額減、17節備品購入費の通信機器は、マイナンバー出張申請受付、申請サポート用のタブレット2台分で全額増、18節負担金

補助及び交付金の地方公共団体情報システム機構が170万5,000円減となりました。

85・86ページをご覧ください。

4項1目選挙管理委員会費は、職員給料、手当等の減により9万2,000円減の700万2,000円となりました。

2目選挙啓発費は、選挙がなかったため全額減となりました。

3目衆議院議員総選挙費は、令和3年10月31日に執行された同選挙に係る経費で、全額増となりました。

89・90ページをご覧ください。

4目会津坂下町長選挙費は、令和3年6月6日に執行された同選挙に係る経費で、無投票となったことから154万3,000円となりました。

91・92ページをご覧ください。

5項1目統計調査費の統計調査総務費は、職員手当等の減により5,000円減の386万7,000円となりました。

2目総務統計費は経済センサス、4目教育統計費は学校基本調査の事務費となっております。なお、3目商工統計費は工業統計調査ですが、経済センサスに併せた実施のため予算の執行はありませんでした。農林統計費及び国勢調査費は、調査完了のため全額減となりました。

6項1目監査委員費は、3,000円減の57万7,000円となりました。

93・94ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費は、1,827万8,000円増の8億2,790万3,000円となりました。

2節給料及び3節職員手当等は120万円の減となりました。

95・96ページをご覧ください。

12節委託料は、社会福祉事業委託が110万6,000円の増、システム改修業務が148万3,000円の全額減、18節負担金補助及び交付金は、後期高齢者医療療養給付費が197万3,000円の減、27節繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金が、保険基盤安定分などの増により2,388万7,000円の増、介護保険特別会計繰出金が、人件費及び介護給付費分の減などにより258万7,000円の減となりました。

97・98ページをご覧ください。

2目障がい者福祉費は、1,194万7,000円減の3億4,349万円となりました。

19節扶助費は、重度障がい者支援事業が、医療給付件数の減により320万円の減、自立支援給付費が、主に居宅介護などの障がい福祉サービス費の減により1,453万9,000円の減、22節償還金利子及び割引料が、過年度の自立支援給付等の精算による返還分で494万5,000円の増となりました。

3目老人福祉費は、45万4,000円減の4,829万1,000円となりました。

99・100ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金が全額増、19節扶助費の長寿祝金が100歳のお祝い金該当者数の増により50万円の増、老人ホーム

保護措置費が135万7,000円の減となりました。

4目国民年金費は、システム改修業務などの減で16万5,000円減の9万2,000円となりました。

5目臨時福祉給付費は、住民税非課税世帯等を支援するため、10万円の現金給付を実施する住民税非課税世帯等臨時特別支援事業の経費であり、全額増となりました。

101・102ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金は、1,317世帯分の給付金となっております。なお、令和4年9月末までの申請受付となっておりますので、令和4年度も繰越事業として継続して実施をしております。

2項1目児童福祉総務費は、280万8,000円増の3,756万4,000円となりました。1節から4節までは、子育てふれあい交流センター運営に係る人件費です。

103・104ページをご覧ください。

10節需用費は、わんぱく南クラブ教室のキッチン交換などで施設修繕料が23万8,000円の増、12節委託料は、ホームスタート事業である家庭支援スタッフ訪問事業63万3,000円の増、放課後児童健全育成事業196万円の増となりました。

105・106ページをご覧ください。

14節工事請負費の施設整備は、子育てふれあい交流センターにカーテンを設置する工事で全額増となりました。

2目児童措置費、19節扶助費は、児童手当の対象児童数が減少したことによる838万5,000円の減などにより、796万5,000円減の1億9,485万1,000円となりました。

3目母子福祉費は、19節扶助費が乳幼児医療費、ひとり親家庭医療費、児童医療費の増などにより703万1,000円増の5,295万9,000円となりました。

107・108ページをご覧ください。

4目児童福祉施設費は、2,193万5,000円増の3億1,395万7,000円となりました。1節から3節までは保育所の職員と会計年度任用職員の人件費で、200万9,000円の増となっております。

10節需用費、109・110ページの施設修繕料は、ばんげ保育所の床修繕、空調機器更新、消火栓ポンプ蓄電池交換工事などで1,312万7,000円の増、12節委託料の給食業務委託は、喫食数の減などにより24万円減となりました。

111・112ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金は、施設型給付費が356万3,000円の増、過年度施設型給付費が令和2年度公定価格改定に伴う差額分で全額増、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金が全額増、22節償還金利子及び割引料の過年度返還金は、子どものための教育・保育給付交付金及び施設型給付金の交付額確定による返還金で909万2,000円の増となりました。

5目臨時福祉給付費は、児童1人当たり10万円を給付した子育て世帯臨時特別給付金と、児童1人当たり5万円を給付した子育て世帯臨時特別給付金（その他世帯分）などの経費であり、1億9,730万8,000円増の2億1,628万1,000円となりました。

113・114ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金は、子育て世帯臨時特別給付金が2,066人、子育て世帯臨時特別給付金（その他世帯分）が84人に給付をしたものです。

4款1項1目保健衛生総務費は、6億2,239万円増の7億3,175万4,000円となりました。

2節給料及び3節職員手当等は、292万2,000円の減となりました。

115・116ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の坂下厚生病院建設負担金は、坂下厚生病院の新築に伴う建設負担金で、近隣の関係市町村で建設費用の10%を負担したもので全額増、救急医療等体制支援事業補助金は、厚生病院に対しての公的病院等に対する運営助成として、特別交付税の不採算地区公的病院等に該当することから補助を行うものであり、関係市町村分も合わせまして184万8,000円増の5,592万6,000円となりました。

2目予防費は、294万8,000円増の6,777万6,000円となりました。

117・118ページをご覧ください。

12節委託料は、健康診査が受診者数の増などにより172万4,000円の増、妊婦等健康診査の70万1,000円の増、社会保障・税番号制度に係る健康管理システム改修、産後ケア事業、歯科健診などが全額増で、254万1,000円増の6,399万7,000円となりました。

119・120ページをご覧ください。

3目環境衛生費は、331万6,000円減の1,746万1,000円となりました。1節から4節は食品放射能検査に関する会計年度任用職員の人件費で27万6,000円の減、7節報償費、資源ごみ回収報償金が17万8,000円の増、12節委託料は、騒音調査が、隔年で実施する磐越自動車道の騒音調査で全額増、非破壊式放射能測定器更新業務が全額減、17節備品購入費は、一般機械器具がカラス撃退用のレーザーポインタで全額増、電気機器がカラスのふん害による歩道等の清掃用の高圧洗浄機2台分で全額増となりました。

121・122ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の合併処理浄化槽設置整備が381万1,000円の減、カラス対策用のごみ散乱防止ネット補助金が全額増となりました。

4目斎苑管理運営費は、241万円増の4,321万9,000円となりました。

12節委託料の会津西部斎苑管理運営が185万6,000円の増、斎苑の高圧幹線周辺の樹木枝伐採作業が全額増、14節工事請負費の施設整備が高圧交流負荷開閉器及び変圧器等更新工事で全額増、18節負担金補助及び交付金の会津西部斎苑連絡協議会への負担金が126万5,000円減の686万7,000円となりました。

5目新型コロナウイルス対策費は、新型コロナウイルス感染症に対応するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、ばんげ応援商品券の配布や燃料券の配布などの会津坂下町生活支援事業や、坂下厚生総合病院における発熱外来の設置運営、ワクチン接種体制の確保及び接種事業を行ったもので、3億9,022万円増の4億945万3,000円となりました。

2節から4節は、生活支援事業の実施やワクチン接種に係る人件費となっております。

123・124ページをご覧ください。

7節報償費は、ワクチン接種の医療機関に対するワクチン管理協力金などとなっております。

10節需用費は、マスクや消毒液などの衛生用品、ワクチン接種の事務用品、コミュニティセンターなどの畳表替えなどで1,492万3,000円、11節役務費は、ばんげ応援商品券、燃料券配布による郵便料、ワクチン配送の運送料などで1,449万7,000円、12節委託料は、ワクチン接種に係る予防接種、接種券印刷・封入、コールセンター運営などの委託料、坂下厚生総合病院における発熱外来の設置・運營業務委託料、通学バス増便による通学運營業務委託、学生応援事業の物産品発送業務委託などで1億3,575万8,000円となりました。

125・126ページをご覧ください。

14節工事請負費は、小学校の空調設備設置工事や、テレワークセンターの外構工事などにより1,893万3,000円、17節備品購入費は、小学校などの抗菌用の机・椅子、図書の消毒機器、教育施設に設置する空気清浄機などの購入などで1,614万4,000円となりました。

127・128ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金は、両沼地区のコロナワクチン実施医療機関に対する負担金、感染防止対策事業者に対する応援、ばんげ応援商品券の配布、燃料券の配布などの補助金、大学生等に対する就学継続支援のための交付金などで1億9,511万3,000円となりました。

2項1目塵芥し尿処理費は、214万1,000円増の1億8,557万円となりました。

129・130ページをご覧ください。

11節役務費の廃棄物収集・運搬は、12節委託料から歳出科目の変更により全額増、12節委託料は、一般廃棄物収集業務が科目変更により4,067万5,000円の減、稲わらの処理を行った一般廃棄物収集業務の全額減などにより、5,057万6,000円減の1,458万円となりました。

18節負担金補助及び交付金は、会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金1,198万7,000円の増などにより、1,201万6,000円増の1億2,929万円となりました。

5款1項1目労働諸費は、24万4,000円減の771万4,000円となりました。

131・132ページ、12節委託料の勤労者互助会事務は、補助金の見直しにより、業務の内容から科目の変更を行ったもので全額増、勤労者交流センターを朝立区に譲渡したことにより管理運営経費が全額減となりました。

6款1項1目農業委員会費は、12節委託料、農地情報公開システムのデータ移行に必要となる業務の32万7,000円の増などで、575万7,000円となりました。

133・134ページをご覧ください。

2目農業総務費は、363万2,000円減の5,996万6,000円となりました。2節及び3節は人件費で288万6,000円の減、また、結婚相談員の報酬が、令和2年度で事業完了のため36万2,000円の全額減となりました。

3目農業振興費は、8,067万1,000円増の1億7,050万9,000円となりました。

135・136ページをご覧ください。

10節需用費の施設修繕料は、農村環境改善センター雨漏りに伴う屋根修繕、受水槽ポンプ交換工事で全額増、18節負担金補助及び交付金の負担金は、会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会が、ライフル・スラッグ弾射撃場整備に係るもので全額増、補助金は、水田農業改革支援事業が、会津みどり地域農業再生協議会への補助金で関係町村の補助内容の見直しにより708万2,000円の減、産地生産基盤パワーアップ事業は、農業機械5台の導入に対する補助で全額増、137・138ページの生産力強化支援事業は、果樹棚及び雨よけ施設、パイプハウス11棟と、かん水設備13棟の整備補助で全額増、稲作等経営体支援事業が、飼料用米作付農家に対するもので全額増、稲作経営持続化支援事業は、令和3年産米の米価下落に対する稲作農家の支援で全額増、地域担い手育成事業が558万7,000円の全額減、実り豊かなふくしまの産地整備事業が500万7,000円の全額減となりました。

交付金は、農地集積協力金が中間管理事業の利用者増、対象となる農地面積の増により472万4,000円増の926万2,000円となりました。

4目畜産業費は、肥育素牛導入事業補助金などの減により6万9,000円減の38万3,000円となりました。

5目農地費は、904万4,000円増の2億3,095万4,000円となりました。

139・140ページをご覧ください。

12節委託料は、農道橋梁点検が、高速道路を交差する町管理の本名橋の詳細点検に係るもので全額増、耐震性点検調査が繰越事業分で、溜池耐震検証調査で全額増などにより222万1,000円増の834万3,000円となりました。

14節工事請負費は、太田賀長井線堆積土砂撤去工事などで全額増、18節負担金補助及び交付金は、河川応急対策事業が、栗村地区の県営農業用河川工作物関連応急対策事業に係る負担金で282万4,000円の減、多面的機能支払交付金事業補助金が、広域化取組の支援費などの増により754万5,000円の増、土地改良施設維持管理適正化事業の全額増などにより486万4,000円増の1億5,894万6,000円となりました。

141・142ページをご覧ください。

6目国土調査費は、委託料の地籍測量が、牛川地区の地籍修正による全額増などにより342万9,000円となりました。

2項1目林業振興費は1,433万8,000円増の6,102万9,000円となりました。

12節委託料は、森林体験活動が、補助金からの科目変更により全額増、ふくしま森林再生事業が繰越分も合わせて1,451万4,000円の増となりました。

143・144ページをご覧ください。

7款1項1目商工総務費は、2節及び3節の減などにより23万円減の2,891万5,000円となりました。

145・146ページをご覧ください。

2目商工業振興費は、50万円増の3,163万1,000円となりました。

12節委託料の風評対策PRが71万4,000円の増、18節負担金補助及び交付金は、県企業誘致推進協議会負担金、商工会事業負担金が全額増となりました。

147・148ページをご覧ください。

3目観光費は、12節春日八郎おもいで館の管理運営委託料が19万3,000円の増、祭り・イベント事業運営等が、観光物産協会への委託料で補助金から科目の変更により1,265万3,000円の全額増、観光物産協会運営・事業費補助金が1,680万円の全額減などにより、377万7,000円減の1,812万2,000円となりました。

149・150ページをご覧ください。

4目スキー場管理運営費は、4,000円減の176万円となりました。

5目温泉施設管理料は、糸桜里の湯ばんげ管理運営委託料が13万2,000円の増、低濃度PCB分析委託が全額増、コロナ感染症防止休業補償141万1,000円の減などにより、189万6,000円減の5,671万8,000円となりました。

8款1項1目土木総務費は、231万8,000円増の3,211万7,000円となりました。

153・154ページをご覧ください。

2項1目道路橋りょう総務費は、道路愛護団体への報償費で6万円減の28万5,000円となりました。

2目道路維持費は、4,537万6,000円増の2億4,938万円となりました。

2節給料から3節職員手当等は、除雪オペレーターなどの人件費で16万6,000円の増、10節需用費は、燃料費で224万8,000円の増、トラック除雪機械等修繕で313万1,000円の増となりました。

155・156ページをご覧ください。

12節委託料の道路台帳整備は、修正が必要となった高寺地区の台帳を整備したもので全額増、13節使用料及び賃借料の除雪機械は、出動回数の増により2,630万4,000円の増、14節工事請負費は道路修繕186万6,000円の減、道路安全施設工事154万7,000円の増、17節備品購入費は、8トン除雪ドーザ1台の購入などで246万3,000円の減となりました。

3目道路新設改良費は、道路整備工事費の増などにより621万8,000円増の3,737万9,000円となりました。

4目街路灯費は、電気料、街路灯修繕料の増などにより331万6,000円増の1,624万4,000円となりました。

157・158ページをご覧ください。

5目防雪サブセンター管理費は、電気料、施設修繕料の増などにより42万3,000円増の101万2,000円となりました。

6目橋りょう新設改良費は、道路橋りょう点検業務委託料が繰越事業分と合わせ315万7,000円の増、橋りょう整備工事費が長井橋補修工事によるもので、繰越事業分と合わせ3,939万2,000円の増により、4,254万9,000円増の7,727万1,000円となりました。

159・160ページをご覧ください。

3項1目河川総務費は、浄化業務委託料の減などにより26万5,000円減の257万円となりました。

2 目河川維持費は、準用河川の堆積除去工事が 5 か所で998万8,000円の増、維持工事が200万9,000円の減により797万9,000円増の2,630万円となりました。

4 項 1 目都市計画総務費は、職員の 1 名増などにより311万3,000円増の2,828万7,000円となりました。

161・162ページをご覧ください。

2 目土地区画整理費は、27節坂下東第一土地区画整理事業繰出金の増などにより、363万9,000円増の9,786万5,000円となりました。

3 目街路事業費は、371万5,000円となりました。

4 目下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金として1,883万9,000円増の 1 億 8,068万2,000円となりました。

5 目都市下水路費は、施設修繕67万2,000円の減、抜戸堀水路測量設計業務委託の全額増などにより、196万1,000円増の554万円となりました。

6 目公園費は、222万円増の4,523万2,000円となりました。

163・164ページをご覧ください。

12節委託料、都市公園定期点検委託が全額増、14節工事請負費が、ばんげひがし公園遊戯施設改修などで236万4,000円の増、工作物等除却工事が49万5,000円の全額減となりました。

7 目街なみ環境整備事業費は、2 万6,000円増の17万7,000円となりました。

8 款 5 項 1 目住宅管理費は、38万4,000円減の3,122万7,000円となりました。

165・166ページをご覧ください。

10節需用費は、施設修繕料が中岩田南団地 7 号・8 号棟エレベーター修繕工事などで301万7,000円の増、14節工事請負費は、古町川尻団地の給水設備工事、新中岩田団地の換気扇交換工事で340万5,000円減の1,602万6,000円となりました。

9 款 1 項 1 目非常備消防費は、1,328万1,000円増の 3 億2,979万4,000円となりました。

167・168ページをご覧ください。

10節需用費の修繕料は、可搬ポンプなどの備品修繕で29万3,000円の増、防火水槽フエンスなどの施設修繕で75万6,000円の増、消防自動車修繕が86万円の減となりました。

169・170ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金は、会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金で1,438万2,000円の増、消火栓用ホース等購入費補助が全額増となりました。

2 目消防施設費、10節需用費は、修繕料が J アラート表示端末更新などで全額増、14 節工事請負費は、乾燥塔設置工事が 1 か所分で全額増、消火栓維持管理費負担金が163万8,000円の減などにより21万8,000円減の495万8,000円となりました。

3 目水防費は、出動手当が 3 万7,000円の全額減、重機等賃借料が51万4,000円の全額減などにより、51万9,000円減の 3 万2,000円となりました。

171・172ページをご覧ください。

10款 1 項 1 目教育委員会費は、5,000円減の95万5,000円となりました。

2 目事務局費は、74万1,000円増の5,324万3,000円となりました。

1 節報酬は、学校運営協議会委員報酬の全額増などにより49万円の増となりました。  
175・176ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の会津坂下町PTA連絡協議会講演会負担金が全額増、25節寄附金が全額増となりました。

3 目子ども支援費は、会計年度任用事務職員の1名増による給料206万4,000円の増、職員手当等12万1,000円の減などにより、192万1,000円増の4,818万6,000円となりました。

177・178ページをご覧ください。

2 項1 目小学校費の学校管理費は、1,720万円増の6,962万6,000円となりました。

10節需用費は、燃料費が57万7,000円の増、電気料が105万8,000円の増、施設修繕が坂下南小の高圧負荷開閉器交換工事などで250万9,000円の減などにより、15万4,000円増の2,031万円となりました。

179・180ページをご覧ください。

11節役務費、遠距離通学用定期券が対象者の減により95万5,000円の減、14節工事請負費が南小学校体育館のLED化工事などで全額増となりました。

181・182ページをご覧ください。

17節備品購入費は、小学校の机、椅子購入などで1,015万3,000円の増となりました。

2 目教育振興費は、4,040万7,000円減の2,046万3,000円となりました。

1 節報酬は、特別支援教育支援員報酬が182万1,000円の増、10節需用費は、教科書改訂による指導書の購入費が1,061万9,000円の減、また、GIGAスクールの取組による小中学校のネットワーク環境整備が完了したことにより、工事請負費が3,320万9,000円的全額減となりました。

183・184ページをご覧ください。

3 項1 目中学校費、学校管理費は、156万3,000円減の3,261万円となりました。

10節需用費の施設修繕料は、坂下中学校放送設備修繕などで93万6,000円の増、11節役務費は、遠距離通学用定期券代の減などにより311万4,000円の減となりました。

185・186ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の選手派遣費補助金は、113万5,000円の増となりました。

2 目教育振興費は、GIGAスクール整備の取組が完了したことから、1億908万7,000円減の3,186万1,000円となりました。

187・188ページをご覧ください。

10節需用費の教師用教科書及び指導書は、教科書の改訂に伴う購入費で全額増、12節委託料は、ICT支援が、授業でのICT支援員の委託で全額増、GIGAスクール環境整備の完了により、電算機器等設定委託及び学校情報通信ネットワーク環境整備等が全額減となり、1,355万4,000円減の1,364万2,000円となりました。

13節使用料及び賃借料のライセンス使用料が2,486万円の減、工事請負費は、坂下中学校ネットワーク環境整備が完了したことから1,622万5,000円的全額減、17節備品購入費は、タブレット端末などの義務教育教材の購入費が6,121万円の全額減となりました。

4 項 1 目幼稚園費は、1,284万8,000円増の1億9,041万5,000円となりました。

1 節報酬から3 節職員手当等は、職員と会計年度任用職員分で、会計年度任用職員の増などにより1,187万1,000円の増となりました。

191・192ページをご覧ください。

12節委託料は、通園運転業務などの減により27万7,000円の減となりました。

193・194ページをご覧ください。

17節備品購入費は、園児用の机、計量器類、体操用具の購入費が全額増となりました。

5 項 1 目社会教育総務費は、98万6,000円増の3,987万7,000円となりました。

195・196ページをご覧ください。

10節需用費から13節使用料及び賃借料は、令和2年度分の成人式の開催及び故古川利意先生の回顧展の開催などにより115万8,000円の増となりました。

2 目公民館費は、会計年度任用職員の人件費の増、中央公民館のエレベーター改修工事の完了などにより、984万9,000円減の1,565万4,000円となりました。

199・200ページをご覧ください。

3 目町史編さん費は、会計年度任用職員の人件費の全額減、調査活動等報償金の減などにより、54万8,000円減の31万5,000円となりました。

4 目埋蔵文化財発掘調査費は、886万2,000円増の2,199万4,000円となりました。1 節から3 節は発掘調査員、整理作業員である会計年度任用職員の人件費分で、521万9,000円の増となりました。

201・202ページをご覧ください。

12節委託料、成分検査は、境ノ沢古墳群などの自然科学分析業務で全額増、文化財保存業務は、陣が峯城跡、花畑遺跡の出土鉄製品保存処理分で全額増となりました。

5 目指定文化財管理費は、905万4,000円増の1,416万4,000円となりました。

1 節報酬から203・204ページの3 節職員手当等は、会計年度任用職員の人件費などで101万円の増、14節工事請負費は、旧五十嵐家住宅の保存修理工事などで全額増となりました。

205・206ページをご覧ください。

6 目美術館費は、電気料の増などにより5万5,000円増の136万9,000円となりました。

6 項 1 目保健体育総務費は、378万8,000円減の1,141万6,000円となりました。

2 節給料及び3 節職員手当等は、会計年度任用職員の1名減などにより543万7,000円の減となりました。

207・208ページをご覧ください。

12節委託料のスポーツ振興事業は、スポーツクラブバンビへの委託で、市町村対抗野球チームのユニフォーム更新などにより80万5,000円の増、18節は、ふくしま駅伝に係る実行委員会への負担金で75万7,000円の増となりました。

2 目学校給食費は、566万2,000円増の1億9,889万7,000円となりました。

208・209ページをご覧ください。

10節需用費は、光熱水費が227万円の増、施設修繕料が、給食センターの洗浄室の空

調機修繕などで64万8,000円の増、賄材料費が喫食数の増により121万9,000円の増などにより、250万7,000円増の1億2,262万3,000円となりました。

12節委託料は、給食調理・搬送等委託が、委託契約の見直しによる人件費分の増などで264万円の増、電気昇温貯湯槽清掃点検の全額増などにより302万8,000円増の5,808万円となりました。

211・212ページをご覧ください。

11款1項1目農業施設災害復旧費は、令和2年7月の豪雨被災による白子沢溜池の復旧工事の繰越分で、492万8,000円となりました。

213・214ページをご覧ください。

12款1項1目公債費、元金は、令和元年度借入分として、橋梁整備事業、小中学校へのエアコン設置事業や施設型給付事業など過疎ソフト事業の償還が開始されましたが、令和2年度で償還が完了した第二中学校改築事業、中村街道線整備事業分などの減により、480万1,000円減の10億4,720万8,000円となりました。

2目利子は、長期債利子の減により977万5,000円減の3,558万6,000円となりました。

以上、説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午後1時52分）

再開は2時5分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後2時05分）

次に、議案第63号から議案第65号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

私からは、議案第63号「令和3年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の2ページをお開きください。

歳入ですが、1款国民健康保険税から8款諸収入までの歳入合計で、収入済額は18億113万4,084円です。

4ページをお開きください。

歳出については、1 款総務費から 9 款予備費までの歳出合計で、支出済額17億3,617万8,298円であり、5 ページの歳入歳出差引残額6,495万5,786円となっております。

説明につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の 1 ページをお開きください。款、項、収入済額の順に説明し、備考の欄については特記事項がある場合のみ説明させていただきます。

それでは、歳入です。

1 款国民健康保険税 3 億3,527万6,516円、対前年比2,371万6,678円で6.6%の減となっております。これに対する徴収率は90.29%となっております。

4 ページをお開きください。

3 款国庫支出金47万2,000円は、新型コロナウイルスによる国保税減免額の国分として災害臨時特例補助金 4 件分で、47万2,000円であります。なお、令和 4 年度においても引き続き継続となります。

4 款県支出金12億546万1,113円は、保険給付費等交付金などで、1 項 1 目 1 節普通交付金11億6,538万6,712円は保険給付に要する費用となっており、2 節の特別交付金のうち保険者努力支援分は、保険者の事業への取組状況により県が評価しインセンティブをつけるもので、660万8,000円の交付を受けたところであります。特別調整交付金995万2,000円は、結核及び精神医療費が一定割合を超えた部分について、申請により交付されたものであります。

県繰入金1,912万8,000円は、レセプト点検や医療費通知、保険事業、特定健診、特定指導など県の基準を満たしたものについて交付となっており、特定健康診査等負担金394万2,000円は、特定健康診査及び健康指導の実施に要した費用を県で 3 分の 1 負担するものでございます。

6 ページをお開きください。

6 款繰入金 1 億7,985万3,067円、対前年比2,388万6,439円、15.31%の増は、主に健康管理センター施設管理において高圧受変電設備更新による増によるもので、本町においては、いわゆる法定内での一般会計からの繰入れの部分になります。

7 款繰越金7,705万8,228円、対前年比4,872万4,660円、38.73%の減で、令和 2 年度において7,000万円の積立てをしたことによるものでございます。

8 ページをお開きください。

8 款諸収入295万1,245円、対前年比492万5,975円、62.54%の減となっております。うち 1 項延滞金及び過料193万4,622円となっております。

10ページをお開きください。

3 項 3 目雑入57万2,000円は、人間ドック受診者52人の個人負担分となっております。歳入合計ですが、一番下の段でございます。当初予算額18億3,722万5,000円、補正予算額1,662万9,000円の減、予算の計ですが、18億2,059万6,000円、調定額18億3,718万1,253円、収入済額18億113万4,084円で、収入額の対前年比は3,795万6,395円、2.06%の減となっております。不納欠損額は474万7,470円、収入未済額3,129万9,699円となりました。

次に、歳出でございます。

12ページをお開きください。説明は歳入と同じように、款、項、支出済額の順に説明し、特記事項がある場合のみ備考の欄の説明をさせていただきます。

1 款総務費5,126万8,311円、対前年比98万円1,304円、1.87%の減、うち1 項総務管理費4,878万5,634円となっております。

14ページをお開きください。

2 項徴税費170万3,436円となっております。

3 項運営協議会費30万5,698円となりました。

16ページをお開きください。

4 項趣旨普及費 7 万2,066円、5 項収納率等特別対策事業費40万1,477円となっております。

続いて、2 款保険給付費11億7,543万3,633円、対前年度比1,401万7,950円、1.20%の増となっております。

この保険給付費に関しましては、令和3年度は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えの反動などにより給付費は増加、1人当たりの医療費についても増加傾向となっております。

1 項療養諸費10億2,543万7,215円となっております。

1 目一般被保険者療養給付費、18節負担金補助金及び交付金の中の補助金726万7,125円は、医療費無料分として一般会計繰入金の対象となるものでございます。

18ページをお開きください。

2 項高額療養費 1 億4,513万6,020円となり、20ページをお開きください。4 項出産育児諸費334万5,680円は、8 件分の給付、5 項葬祭諸費145万円は、29人分に対する給付でした。

続いて、3 款国民健康保険事業費納付金 4 億7,586万7,661円、対前年比1,932万3,287円、4.2%の増でございます。これに関しましては、財政運営の主体であります県に対して市町村で集めた国保税分を納付するもので、県では、この納付金のほか、国やその他から得られた財源と合わせて、市町村に給付に要する必要額を支出する流れとなっております。

うち1 項医療給付分 3 億1,808万1,183円、2 項後期高齢者医療支援金等分 1 億724万7,740円、3 項介護納付金分5,053万8,738円となっております。

22ページをお開きください。

続いて、5 款保険事業費3,194万7,668円、対前年比1,155万9,679円、56.69%の増となっております。特定健診の受診率は、コロナ禍の中で予約制とし実施し、混雑もなくスムーズに健診を実施し、対前年比5.45ポイントの増となり、37%となっております。

2 項1 目保健衛生普及費、11節役務費の郵便料及び12節委託料の共同電算処理医療費通知は、医療費のお知らせ通知、ジェネリック医薬品の通知に関する業務でございます。

24ページをお開きください。

同じく2 目疾病予防費の中の12節委託料人間ドックは、52名の方が受診されました。

3 項 1 目施設管理費、14 節工事請負費1,093 万6,200 円は、健康管理センター受変電設備更新によるものでございます。

続いて、26 ページをお開きください。

6 款基金積立金は、令和 3 年度は積立てをせず、年度末の残高は 1 億2,003 万8,404 円となっております。

7 款公債費はございませんでした。

8 款諸支出金165 万円9,900 円、対前年比22 万5,800 円の増となっております。うち 1 目一般被保険者保険税還付金82 万3,900 円となっております。

28 ページをお開きください。

5 目その他の償還金83 万6,000 円は、令和 2 年度特定健診等負担金の精算によるものでございます。

続いて、9 款予備費はございませんでした。

以上、歳出合計、当初予算額18 億3,722 万5,000 円、補正予算額1,662 万9,000 円、予算計18 億2,059 万6,000 円、支出済額17 億3,617 万8,298 円、不用額8,441 万7,702 円となっております。

続きまして29 ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は18 億113 万4,000 円、歳出総額17 億3,617 万8,000 円、歳入歳出差引額6,495 万6,000 円となっております。実質収支額は6,495 万6,000 円でございます。

30 ページは財産に関する調書でございます。ご覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第64 号「令和 3 年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 2 ページをお開きください。

歳入ですが、1 款保険料から 9 款諸収入までの歳入合計で、収入済額22 億7,828 万7,544 円でございます。

4 ページをお開きください。

歳出については、1 款総務費から 6 款予備費までの歳出合計で、支出済額は21 億8,473 万3,718 円であり、5 ページの歳入歳出差引残額9,355 万3,826 円となっております。

令和 3 年度の決算につきましては、令和 3 年度から令和 5 年度までの第 8 期会津坂下町介護保険事業計画に定められた 3 年間の事業の 1 年目の事業実施内容となっております。この 3 年間の期間中の事業費を 3 年間に合わせる計算で、保険料及び給付費を設定しております。事業計画に定めた給付費等に対する 1 年目の事業施行は、見込みよりは少ない給付状況でございました。

介護保険は65 歳以上の第 1 号被保険者の方が主体であります。全国的に高齢化が進

み、第1号被保険者の人数は増加しております。本町でも、令和2年に対して令和3年度は29名の増5,651人となっており、介護認定率では20.9%となっております。

説明は事項別明細書により行います。

事項別明細書の2ページをお開き願います。国保同様、款、項、収入済額の順に説明し、備考欄については特記事項がある場合のみ説明させていただきます。

それでは、歳入です。

1 款保険料 4 億3,394万3,019円、対前年比177万1,898円、0.4%の減、調定に対する収納率は98.78%となっております。

2 款使用料及び手数料は、配食サービス手数料の37万6,200円となっており、自己負担額300円で1,254食分の内訳となっております。

3 款国庫支出金 5 億4,160万4,850円、対前年比1,408万1,370円、2.66%の増、うち1項国庫負担金 3 億4,415万6,200円、2 項国庫補助金 1 億9,744万8,650円となっております。

4 ページをお開きください。

4 款支払基金交付金 5 億4,349万8,000円、前年対比1,067万8,000円で1.92%となっております。

5 款県支出金 3 億839万2,775円、前年対比87万7,700円、0.27%の減です。うち、1項県負担金 2 億9,620万4,000円、2 項県補助金1,218万円8,775円となっております。

6 款財産収入2,085円。

7 款繰入金 3 億3,087万7,252円、前年対258万6,952円、0.76%の減となっております。

6 ページをお開きください。

8 款繰入金 1 億809万1,129円、対前年比1,453万7,303円、15.53%の増となっております。

9 款諸収入は850万2,234円、前年対比149万9,575円の増となっております。

8 ページをお開きください。

3 項雑入は、第三者行為損害賠償金 1 件分273万8,787円、成年後見申立手数料 4 件分 2 万9,200円、過年度分支払基金給付費負担金41万7,666円、過年度分県費給付費負担金 531万4,237円となっております。

歳入の合計ですが、一番下の段で、当初予算額23億7,750万円、補正予算額4,115万4,000円の減、予算現額の計でございますが、23億3,634万6,000円、調定額22億8,344万7,304円、収入済額が22億7,828万7,544円で、収入額の対前年比は1,851万988円、0.8%の減となっております。不納欠損が159万7,197円、収入未済額が356万2,563円となりました。

次に、歳出でございます。

10ページをお開きください。

歳出につきましても歳入同様の説明とさせていただきます。支出済額でご説明いたします。

1 款総務費5,232万4,147円、前年対比141万7,090円の減となりました。

12ページをお開きください。

2 款保険給付費19億7,063万192円、前年対比1,672万5,731円、0.84%の減となっております。

うち1 項介護サービス等諸費18億638万1,152円。

14ページをお開きください。

2 項介護予防サービス等諸費1,272万6,897円、3 項その他諸費144万4,149円となっております。

16ページをお開きください。

4 項高額介護サービス等費4,580万2,245円、5 項高額医療合算介護サービス等費455万1,940円、6 項特定入所者介護サービス等費9,972万3,809円となっております。

給付費の状況ですが、大きく分けると、居宅サービス費と施設サービス費で全体の77%を占めております。

支出の大きいところでは、居宅サービス費では通所介護、訪問介護となります。なお、令和3年度はコロナ禍の影響もあり、令和2年度の利用控え等により、通所介護は増、訪問介護は減となっております。施設サービスでは、一番多いのが介護老人福祉施設、いわゆる特別老人ホーム、2 番目が老人保健施設となっております。こちらについても利用増というようなところで、特養が増となっております。

18ページをお開きください。

3 款地域支援事業費7,701万1,185円、前年対比177万395円、2.35%の増、うち1 項介護予防・生活支援サービス事業費4,354万5,264円、2 項一般介護予防事業費411万3,813円となっております。予防事業の内容ですが、関節痛予防教室、ニコニコ教室、いきいきふれあいサロン事業などの実施であります。

20ページをお開きください。

3 項包括的支援事業等費・任意事業費2,911万6,481円については、地域包括支援センター業務を社会福祉協議会に委託したものが主な内容となっておりますが、4 目任意事業費の中の12 節委託料125万4,800円は、訪問給食サービスの1,254食分でございます。

22ページをお開きください。

19 節扶助費111万6,000円は、成年後見人町長申立てのうち、生保等該当者への後見人報酬の助成であります。

同じく5 目在宅医療・介護連携推進事業費630万9,281円は、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の連携を推進するためのものであります。

同じく6 目生活支援体制整備事業費708万4,818円は、医療介護サービスのみならず、多様な事業主体と連携しながら日常生活の支援体制の充実を図っていくものであります。

同じく7 目713万3,004円認知症総合支援事業は、専門知識を有する方による早期の認知症悪化防止のための支援、また、認知症の高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、総合的支援の体制構築づくりに関する経費でございます。

24ページをお開きください。

4 項その他諸費は13万7,592円、5 項高額介護予防費相当事業8 万9,699円。

4 款諸支出金1,476万8,194円。これは前年度の給付費精算に係る国や県及び一般会計への負担金や補助金の精算が主な内容となりました。

5 款基金積立金7,000万円、前年対比4,000万円の増になります。これによりまして、令和3年度末の基金残高が2億8,224万7,000円となり、これは28ページの財産に関する調書に掲載した内容となります。

26ページに戻りまして、6 款予備費の執行はありませんでした。

以上、歳出合計、当初予算額23億7,750万円、補正予算額が4,115万4,000円、予算計が23億3,634万6,000円で、支出済額21億8,473万3,718円、支出済額の対前年比は397万3,685円、0.18%の減となっております。不用額が1億5,161万2,282円となっております。

27ページをお開きください。実質収支に関する調書になります。

歳入総額が22億7,828万7,000円、歳出総額21億8,473万3,000円、歳入歳出差引額9,355万4,000円、実質収支額は9,355万4,000円となりました。

28ページは財産に関する調書となっております。ご覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。

続きまして、議案第65号「令和3年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の2ページをお開きください。

歳入ですが、1 款保険料から5 款諸収入までの歳入合計で、収入済額1億8,577万474円となります。

4ページをお開きください。

歳出については、1 款総務費から4 款予備費までの歳出合計、支出済額は1億8,565万4,064円であり、5ページの歳入歳出差引残額11万6,410円となりました。

詳細は事項別明細書によりご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

歳入です。説明は、款、項、収入済額の順に説明し、備考欄については特記事項がある場合のみ説明させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料1億3,469万3,100円、対前年比529万8,900円、3.78%の減、調定に対する収納率は99.57%となっております。

2 款使用料及び手数料はございません。

3 款繰入金5,049万7,264円、対前年比14万4,574円、0.28%の増となっております。

4 款繰越金1,655円、5 款諸収入57万8,455円、対前年比50万7,282円の増となっております。

3ページをお開きください。

歳入合計です。一番下の段になります。当初予算額 1 億9,503万8,000円、補正予算額 885万5,000円の減、予算の計が 1 億8,618万3,000円、調定額 1 億8,633万8,874円、収入済額 1 億8,577万474円、収入済額の対前年比586万5,271円、3.06%の減となっております。収入未済額は52万900円でございます。

次に歳出でございます。

6 ページをお開きください。

1 款総務費114万7,944円、対前年比24万8,487円、27.63%の増。2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億8,405万3,920円、対前年比は624万2,813円、3.28%の減となっております。3 款諸支出金45万2,200円は保険料の還付金となります。4 款予備費については、ございません。

以上、歳出合計、当初予算額 1 億9,503万8,000円、補正予算額885万5,000円の減、予算計 1 億8,618万3,000円、支出済額 1 億8,565万4,064円で、対前年比598万26円、5.9%の増でございます。不用額は52万8,936円となりました。

9 ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 1 億8,577万円、歳出総額 1 億8,565万4,000円、歳入歳出差引額11万6,000円、実質収支額は11万6,000円であります。

説明は以上となります。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第66号から議案第69号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第66号「令和3年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の1・2ページをお開きください。

歳入であります。

1 款1 項負担金から7 款1 項町債まで、歳入合計は、予算現額 6 億2,841万1,000円、調定額 6 億2,907万7,090円に対しまして、収入済額 4 億4,639万8,269円、収入未済額 1 億8,277万8,821円となっております。

次に、3・4 ページをお開きください。

歳出であります。

1 款1 項下水道総務費から3 款1 項予備費まで、歳出合計は、予算現額 6 億2,841万

1,000円に対しまして、支出済額4億4,629万8,269円、翌年度繰越額1億7,874万2,000円となりました。

5ページをお開きください。

歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明をさせていただきます。

事項別明細書の1・2ページをお開きください。

歳入であります。

1款1項1目負担金の1節現年度分は、調定額1,077万830円に対しまして、収入済額1,062万6,830円であり、14万4,000円が収入未済額となりました。

2節滞納繰越分は、調定額264万1,390円に対しまして、収入済額14万4,240円であり、249万7,150円が収入未済額となりました。

次に、2款1項1目使用料の1節現年度分は、調定額7,287万8,828円に対しまして、収入済額7,219万9,623円であり、67万9,205円が収入未済額となりました。

2節滞納繰越分は、調定額100万2,954円に対しまして、収入済額28万6,488円であり、71万6,466円が収入未済額となりました。

次に、2款2項1目の1節手数料は、10件分の指定業者登録手数料であり、調定額、収入済額ともに10万円となりました。

次に、3款1項1目の1節都市計画費補助金は、調定額1億6,824万円に対しまして、収入済額8,661万7,000円となり、収入未済額の8,162万3,000円は翌年度へ明許繰越するものであります。

次に、4款1項1目の1節都市計画費補助金は、調定額、収入済額ともに216万6,000円であります。

次に、5款1項1目の1節一般会計繰入金は、調定額1億1,930万677円に対しまして、収入済額1億868万1,677円となり、収入未済額の1,061万9,000円は翌年度へ明許繰越するものであります。

3・4ページをお開きください。

6款1項2目の1節加算金は、調定額、収入済額ともに7,600円であります。

6款2項1目の1節預金利子は、調定額、収入済額ともに425円であります。

3項1目の1節雑入は、調定額、収入済額ともに764万72円であり、上下水道工事同時施工に係る水道工事負担金680万1,900円及び下水道汚泥の放射性物質検査費に係る原子力損害賠償金68万3,100円が主なものであります。

2節消費税還付金は、調定額、収入済額ともに1,032万8,314円あります。

次に、7款1項1目の1節公共下水道事業債は、調定額2億2,080万円に対しまして、収入済額1億3,430万円であり、公共下水道整備事業債として1億1,810万円、資本費平準化債として1,620万円となり、収入未済額の8,650万円は翌年度へ明許繰越するものであります。

5・6ページをお開きください。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費1,336万4,494円の主なものは、12節委託料の企業会計導入検討業務委託1,320万円であります。

次に、1 款 2 項 1 目維持管理費につきましては、坂下西・坂下東・坂下中央の各浄化センターの維持管理経費であります。

10節需用費972万1,593円は、各浄化センターの光熱水費905万4,821円が主なものであります。

11節役務費75万4,819円は、維持管理に係る電話料、廃棄物収集・運搬並びに火災保険料が主なものであります。

12節委託料4,744万2,789円は、各浄化センター及びマンホールポンプ場の維持管理費4,599万469円並びに上水道への使用料徴収収納事務委託費145万2,320円であります。

14節工事請負費1,004万8,500円は、坂下西浄化センター汚泥引抜ポンプほか更新工事ほか5件の工事請負費であります。

7・8ページをお開きください。

1 款 3 項 1 目建設費につきましてご説明申し上げます。

2 節給料から 4 節共済費まで職員 2 名分の人件費であります。

7 節報償費76万4,200円は、50名分の受益者負担金前納報奨金であります。

12節委託料2,246万8,600円は、公共下水道坂下中央処理区管渠設計積算業務委託ほか4件の測量設計費等であります。

なお、翌年度へ繰越明許とした2,970万円は、新型コロナウイルスの影響による管渠設計積算業務委託ほか1件の委託費であります。

13節使用料及び賃借料148万8,088円は、下水道設備積算システムに係る電子計算機器の賃借料が主なものであります。

9・10ページをお開きください。

14節工事請負費 1 億8,551万3,834円は、前年度からの繰越しを含む坂下西・坂下中央処理区内の管渠埋設工事等 7 件の工事請負費であります。

なお、翌年度へ繰越明許とした 1 億3,924万2,000円は、施工条件変更等による坂下西・坂下中央管内 4 件の管渠埋設工事費であります。

21節補償補填及び賠償金1,131万3,000円は、下水道管渠埋設工事に伴う水道管布設替工事に対する補償費であります。

なお、翌年度へ繰越明許とした980万円は、14節繰越工事に係る水道管布設替工事に対する補償費であります。

次に、2 款 1 項公債費、1 目元金及び 2 目利子の 1 億2,721万430円につきましては、下水道事業債の償還元金及び償還利子であります。

以上、歳出合計、支出済額は 4 億4,629万8,269円であります。

11ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出の総額は、それぞれ 4 億4,629万8,000円となり、歳入歳出差引額はゼロ円であります。

12ページは財産に関する調書を、13ページは地方債明細書を、14ページには令和 3 年

度における主要事業をそれぞれ記載してございます。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第67号「令和3年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の1・2ページをお開きください。

歳入であります。

1款1項国庫補助金から6款1項町債まで、歳入合計の予算現額2億1,729万9,000円、調定額2億1,619万6,988円に対しまして、収入済額は2億1,619万6,988円となりました。

3・4ページをお開きください。

歳出であります。

1款1項坂下東第一地区事業費から2款1項公債費まで、歳出合計の予算現額2億1,729万9,000円に対しまして、支出済額は2億1,619万6,988円となりました。

5ページをお開きください。

歳入歳出差引残額はゼロ円となっております。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明をさせていただきます。

事項別明細書の1・2ページをお開きください。

歳入であります。

1款1項1目の1節都市計画費補助金は、調定額、収入済額ともに6,326万円であります。

次に、2款1項1目の1節不動産売払収入は、調定額、収入済額ともに276万600円であります。

次に、3款1項1目の1節一般会計繰入金は、調定額、収入済額ともに9,785万8,855円であります。

次に、5款1項1目の1節預金利子は、調定額、収入済額ともに223円であります。

次に、5款2項1目の1節雑入は、調定額、収入済額ともに1万7,310円であり、区画整理区域内町管理地の使用や電柱設置などに係る行政財産使用料及び仮換地証明などに係る証明手数料であります。

次に、6款1項1目の1節都市計画事業債は、調定額、収入済額ともに5,230万円あります。

3・4ページをお開きください。

歳出であります。

1款1項1目坂下東第一地区事業費の1節報酬1万8,900円は、土地区画整理審議会の開催に伴う委員報酬であります。

2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費であります。

10節需用費 5 万1,690円は、土地区画整理事業に係る事務用品であります。

11節役務費 6 万2,700円は、町管理地等の除草作業に伴う刈り草の収集・運搬手数料であります。

12節委託料3,160万9,767円は、前年度からの繰越しを含む建物等調査算定業務委託及び画地確定測設業務委託が主なものであります。

14節工事請負費598万5,100円は、40街区整地工事ほか 2 件の工事に要した費用であります。

18節負担金補助及び交付金512万2,717円は、水道事業における水道管布設工事並びに企業債元利償還に係る負担金であります。

21節補償補填及び賠償金9,461万8,455円は、建築物 4 戸 6 棟及び工作物、動産等の移転補償が主なものであります。

5・6 ページをお開きください。

2 款 1 項公債費、1 目元金及び 2 目利子の7,234万5,888円は、都市計画事業債の償還元金及び償還利子であります。

以上、歳出合計の支出済額は 2 億1,619万6,988円であります。

7 ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入・歳出の総額は、それぞれ 2 億1,619万7000円となり、歳入歳出差引額はゼロ円であります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第68号「令和 3 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第 3 項の規定により、令和 3 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 1・2 ページをお開きください。

歳入であります。

1 款 1 項分担金から 4 款 3 項雑入まで、歳入合計、予算現額6,731万5,000円、調定額 6,680万9,904円に対しまして、収入済額は6,635万7,765円となり、収入未済額は45万 2,139円となっております。

3・4 ページをお開きください。

歳出であります。

1 款 1 項農業集落排水総務費から 3 款 1 項予備費まで、歳出合計、予算現額6,731万 5,000円に対しまして、支出済額6,635万7,765円となっております。

5 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明をさせていただきます。

事項別明細書の 1・2 ページをお開きください。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目農林水産業費分担金の 2 節滞納繰越分は、調定額32万6,000円に對しまして、収入済額は9万5,000円となり、収入未済額が23万1,000円となりました。

次に、2 款 1 項 1 目使用料の 1 節現年度分は、調定額1,894万5,699円に對しまして、収入済額は1,883万7,825円となり、収入未済額が10万7,874円となりました。

2 節滞納繰越分は、調定額24万5,521円に對しまして、収入済額は13万2,256円となり、収入未済額が11万3,265円となりました。

次に、3 款 1 項 1 目の 1 節一般会計繰入金は、調定額、収入済額ともに4,717万3,766円であります。

次に、4 款 2 項 1 目の 1 節預金利子は、調定額、収入済額ともに118円であります。

3 項 1 目の 1 節雑入は、下水道汚泥の放射線物質検査費に係る原子力損害賠償金で、調定額、収入済額ともに11万8,800円であります。

3・4 ページをお開きください。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、10節需用費から26節公課費まで253万6,700円であり、26節公課費の消費税及び地方消費税251万6,700円が主なものであります。

1 款 2 項 1 目維持管理費2,149万1,628円は、窪倉・合川・陣が峯城・長井の各浄化センターの維持管理経費であります。

主なものについてご説明いたします。

2 節給料から 4 節共済費までは、職員 1 名分の人件費であります。

10節需用費334万1,060円は、各浄化センターの光熱水費315万1,756円が主なものであります。

5・6 ページをお開きください。

11節役務費28万1,125円は、維持管理に係る電話料並びに火災保険料が主なものであります。

12節委託料874万8,641円は、各浄化センターの維持管理費591万8,000円及び汚泥引抜運搬費191万9,280円が主なものであります。

13節使用料及び賃借料21万7,052円は、公用車のリース料金であります。

14節工事請負費161万7,000円は、合川浄化センターの原水ポンプ更新工事ほか 1 件の工事請負費であります。

18節負担金補助及び交付金250万6,000円は、真木・津尻処理区の維持管理に係る喜多方市への負担金であります。

2 款 1 項公債費 1 目元金及び 2 目利子の4,232万9,437円は、下水道債の償還元金及び償還利子であります。

以上、歳出合計、支出済額は6,635万7,765円であります。

7 ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入、歳出の総額はそれぞれ6,635万7,000円となり、歳入歳出差引額はゼロ円であります。

8 ページは財産に関する調書を、9 ページは地方債明細書をそれぞれ記載しております。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第69号「令和3年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」ご説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度会津坂下町水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

令和3年度水道事業会計決算書の1・2ページをお開きください。

決算報告書であります。

まず、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収入では、第1款水道事業収益、税込額5億1,961万7,266円に対し、支出では、第1款水道事業費用、税込額4億7,414万9,246円となりました。

次に、3ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。

収入では、第1款資本的収入の税込額4,193万1,200円に対し、支出では、第1款資本的支出の税込額1億3,186万1,890円となりました。差引きその不足額8,993万690円は、下段に記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額776万5,599円、過年度分損益勘定留保資金8,216万5,091円で補填しました。

次に、5ページをお開きください。

損益計算書であります。

本年度の収益は、税抜額で1、営業収益が4億1,473万2,631円、これに対し、2、営業費用は4億2,626万9,069円で、差引営業損失が1,153万6,438円となりました。これは固定資産の減価償却の増及び除却を計上したことによるものであります。

3、営業外収益6,379万5,489円、4、営業外費用1,254万5,844円で、差引営業外利益が5,124万9,645円となりました。

これに、5、特別利益と6、特別損失の差19万8,629円を差し引いて、当年度純利益は3,951万4,578円となりました。

これに前年度繰越利益剰余金2億6,661万6,289円を加えた当年度未処分利益剰余金は、3億613万867円となったところであります。

6・7ページをお開きください。剰余金計算書であります。

6ページの資本金ですが、前年度末残高からの増減はなく、繰越資本金合計は16億3,569万860円であります。

次に、資本剰余金であります。当年度の増減はありませんでしたので、繰越資本剰余金合計は8,530万1,485円であります。

次に、7ページの利益剰余金であります。当年度末残高としまして、減債積立金1,100万円、建設改良積立金3,595万1,193円、繰越利益剰余金前年度末残高2億6,661万6,289円に、当年度純利益3,951万4,578円を加えた当年度未処分利益剰余金は3億613万

867円となり、5ページの損益計算書と一致するところであります。

次に、剰余金処分計算書でありますが、当年度は建設改良積立金に3,900万円を積み立てし、2億6,713万867円を翌年度繰越利益剰余金としたい考えであります。

次に、8ページの貸借対照表についてご説明申し上げます。

資産の部で、1、固定資産合計26億3,089万5,966円、2、流動資産合計8億3,296万7,592円となり、資産合計は34億6,386万3,558円となるところであります。

9ページをご覧ください。

次に負債の部で、3、固定負債合計3億3,382万5,658円、4、流動負債合計1億47万1,383円、5、繰延勘定合計9億5,549万2,112円となり、負債合計は13億8,978万9,153円となるところであります。

次に、資本の部で、6、資本金合計16億3,569万860円、7、剰余金合計4億3,838万3,545円で、資本合計は20億7,407万4,405円となり、負債資本合計は34億6,386万3,558円で、8ページの資産合計と一致するところであります。

10ページから24ページまでは決算附属書類であります。

10ページをお開きください。令和3年度会津坂下町水道事業報告書についてご説明申し上げます。

(1) 総括事項のイ、建設改良事業では、配水管布設替工事を県道赤留塔寺線で295.3メートル、町道北裏通り線で191.4メートル、町道茶屋町西線で101.6メートル実施しました。

また、布設工事として、国道49号館ノ下地内で154メートル実施いたしました。

ほかに、修繕工事として、坂下配水場圧力タンク塗装工事、中央配水場配水電動弁操作回路機能増設ほか修繕工事を実施しました。

次に、ロの給水状況についてご説明申し上げます。

本年度末における給水人口は1万4,179人であり、前年度末に比べ343人減少し、給水戸数も5,568戸と前年度末に比べ23戸減少し、水道普及率は94.62%となりました。

年間総配水量は180万8,130立米であり、前年度に比べ4万4,664立米減少し、1日当たりの平均配水量も123立米減少の4,953立米となりました。

年間有収水量は138万5,358立米であり、前年度に比べ2万7,222立米減少し、有収率は前年度に比べ0.38ポイント増加し、76.62%となりました。

続いて、ハの財政状況についてご説明申し上げます。

収益的収入では、営業収益と営業外収益を合わせた総収益が4億7,852万8,120円となり、前年度に比べて1,447万8,549円の減となりました。

収益的支出では、営業費用、営業外費用及び特別損失を合わせた総費用が4億3,901万3,542円となり、前年度と比べて240万498円の減となりました。

この結果、損益は3,951万4,578円の純利益となりました。

次に、資金的収支では、収入が4,193万1,200円、支出が1億3,186万1,890円となり、不足する額8,993万690円を当年度消費税及び地方消費税資金的収支調整額776万5,599円、過年度分損益勘定留保資金8,216万5,091円で補填したところであります。

なお、今後も引き続き適切な計理に努めるとともに、経費の節減を図るなどし、経営体質の強化を図ってまいります。

11ページをご覧ください。

議会議決事項、職員に関する事項は、記載のとおりであります。

12ページをお開きください。

建設工事の概況、修繕工事の概況及び施設整備工事の概況は記載のとおりであります。

次に13ページをご覧ください。

イの業務量であります。年度末給水人口は1万4,179人、年度末給水戸数は5,568戸となりました。

また、年間総配水量は180万8,130立米、年間総有収水量は138万5,358立米となり、有収率は76.62%となったところであります。

次に、14ページの表につきましては月別配水量・有収水量調で、記載のとおりであります。

次に、15ページをご覧ください。

(2) 事業収入、(3) 事業費に関する事項であります。税抜き事業収入合計4億7,852万8,120円、税抜き事業費合計4億3,901万3,542円となるところであります。なお、対前年度比較につきましては記載のとおりであります。

次に、16ページをお開きください。

4、会計の(1) 重要契約の要旨、(2) 企業債及び一時借入金の概況、(3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく比率の状況につきましては、記載のとおりであります。

次に、17ページをご覧ください。

量水器取替工事等の事項につきましては、記載のとおりであります。

次に、18ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書です。キャッシュ・フロー計算書における資金は、貸借対照表における現金預金と同定義となります。

資金の増加額は4,971万4,245円となり、資金期末残高は7億9,434万1,204円となりました。

次に、19ページをご覧ください。

収益費用明細書であります。19ページの(1) 収益勘定(収益)、(2) 収益勘定(費用)から21ページの(3) 資本勘定(収入)、(4) 資本勘定(支出)につきましては、各款項目節ごとに税抜き額を計上したものでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、22・23ページをお開きください。

固定資産明細書であります。

(1) 有形固定資産、(2) 無形固定資産、(3) 投資の年度当初現在高総合計は72億6,557万9,571円、当年度の増減分を差し引いた年度末現在高総合計は73億397万8,416円となり、減価償却累計額総合計46億7,308万2,450円を差し引きますと、年度末償却未

済高総合計は26億3,089万5,966円となるところであります。

なお、有形固定資産当年度増加額の6,661万9,876円の主なものは、国道、県道及び町道における配水管の布設及び布設替工事や、中央配水場配水電動弁操作回路機能増設ほか修繕工事等によるものであります。

24ページをお開きください。

企業債明細書であります。地方債の残高は3億9,600万7,301円となりました。

25ページをお開きください。

25ページからは参考資料であります。内容は記載のとおりとなっております。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午後3時08分）

再開は3時20分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後3時20分）

次に、議案第70号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第70号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明を申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に2億3,426万6,000円を追加し、予算の総額を81億6,705万7,000円とするものです。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による、とするものです。

次に、第2条債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による、とするものです。

次に、第3条地方債の追加・変更は、「第3表地方債補正」による、とするものです。

今回の補正予算は、普通交付税や補助金の確定に伴う増減、各種過年度返還金の支出、燃料価格等の高騰に対応するための増額補正、マルト建設、坂下高校同窓会などの寄附金を活用した教育用品等の購入、幼稚園・保育所等におけるタブレット端末やインターネット等を活用して、情報発信や保護者とのコミュニケーションのためのICT環境の整備、原油価格や物価高騰による生活困窮世帯に対する支援として、物価高騰対応生活困窮世帯緊急事業を実施するものです。

また、新型コロナワクチン接種について、オミクロン株対応の5回目接種費用と、令和5年3月末までの実施期間延長に伴う事業費を補正するものです。

1 ページをご覧ください。

「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書により説明をいたします。

5 ページをご覧ください。

「第2表債務負担行為補正」についてご説明いたします。

今回の補正では、変更が1件です。変更は、都市公園（ばんげひがし公園・鶴沼緑地公園）管理委託料になります。燃料価格等の高騰による施設管理の電気料の増額に伴い、限度額を1億5,498万8,000円から252万円増額し1億5,750万8,000円と変更するものです。なお期間の変更はございません。

6 ページをご覧ください。

「第3表地方債補正」についてご説明いたします。

今回の補正では、追加が1件、変更が2件です。

まず追加ですが、消防施設整備事業は、村田区消防団屯所の建設に伴い、実施設計業務を委託するため、緊急防災・減災事業債100万円を追加するものです。なお、元利償還金の7割が交付税で措置をされます。

次に、変更の1件目、除雪機械整備事業は、3トン除雪ドーザの更新によるもので、入札により事業費が減額となったため、過疎対策事業債400万円を減額するものです。

次に、臨時財政対策債は、令和4年度の普通交付税確定に伴う臨時財政対策債発行可能額確定によるもので、1,320万1,000円減額し、6,294万円とするものです。

事項別明細書についてご説明を申し上げます。

1 ページ、総括の歳入につきましては、9款地方特例交付金から21款町債まで、補正前の額79億3,279万1,000円、補正額2億3,426万6,000円の増、補正後の額81億6,705万7,000円となります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては歳入と同額になります。

財源内訳につきましては、国県支出金が1億465万8,000円の増、地方債が300万円の減、その他特定財源が111万円の増、一般財源が1億3,149万8,000円の増であります。

3 ページをご覧ください。

2、歳入の詳細についてご説明いたします。

9款1項1目地方特例交付金、補正額584万9,000円の増については、交付額の確定によるものです。

10款1項1目地方交付税補正額8,217万1,000円の増については、普通交付税が算定の結果28億4,472万3,000円になったことによるものです。法人税割、固定資産税などの地方税収の増により基準財政収入額が増加したことなどから、前年度比で2,156万7,000円の減となっております。

14款1項1目民生費国庫負担金、補正額1,660万8,000円の増については、4節児童福

祉費負担金1,590万4,000円の増は、町内外の民間保育施設に入所した際に事業者へ支出する保育経費の国負担分で、当初54名の入所を見込んでおりましたが、5月以降入所者が24名増加し78名になったことによるものです。

5節低所得者保険料軽減負担金70万4,000円の増については、介護保険低所得者保険料軽減負担金37万円の増は、介護保険の本算定の結果、低所得者保険料軽減に該当する対象者が50名増加したため、国庫負担分が増額となったものです。なお、補助率は2分の1です。過年度介護保険低所得者保険料軽減負担金33万4,000円の増は、令和3年度の実績額確定に伴い追加交付分を計上するものです。

1項2目衛生費国庫負担金、補正額3,343万6,000円の増につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の追加交付分で、5回目のワクチン接種が開始されることに伴い、予防接種の実施に係る経費に対する負担金を計上するもので、補助率は10分の10です。

4ページをご覧ください。

2項2目民生費国庫補助金、補正額138万4,000円の増については、2節児童福祉費補助金63万4,000円の増は、まず、子ども・子育て支援交付金13万4,000円の増については、放課後児童健全育成事業におけるＩＣＴ機器の整備に対する補助金で、補助率は3分の1です。

次に、保育対策総合支援事業費補助金50万円の増は、ばんげ保育所におけるＩＣＴ機器の整備に対する補助金で、補助率は2分の1です。

3節臨時福祉給付費補助金75万円の増は、非課税世帯等に対し、児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金（その他世帯分）で、給付対象者が15名増加したことによるものです。

3目衛生費国庫補助金、補正額3,162万1,000円の増については、1節保健衛生費補助金66万円の増は、3歳6か月児健診で実施する斜視、弱視の検査機器の購入に対する母子保健対策強化事業補助金で、補助率は2分の1です。

2節新型コロナウイルス対策費補助金2,916万1,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の追加交付分で、5回目のワクチン接種が開始されることに伴い接種券発行等の経費に対する補助金で、補助率は10分の10です。

3節地方創生臨時交付金180万円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和4年度の追加交付によるもので、物価高騰対応生活困窮世帯緊急事業の財源として活用をいたします。

5ページをご覧ください。

15款1項2目民生費県負担金、補正額575万8,000円の増については、1節社会福祉費負担金35万2,000円の増については、まず、介護保険低所得者保険料軽減負担金18万5,000円の増は、介護保険の本算定の結果、低所得者保険料軽減に該当する対象者が50名増加したため、国庫負担金分同様に県負担分が増額となったもので、補助率は4分の1です。

次に、過年度介護保険低所得者保険料軽減負担金16万7,000円の増は、令和3年度の

実績額確定に伴い、国負担同様に県負担分の追加交付分を計上するものです。

4節未就学児均等割保険税負担金、補正額4,000円の増は、未就学児の国保税均等割について、均等割の2分の1を軽減する国県負担金分で、当初課税の結果、対象者は減となりましたが、1人当たりの均等割軽減額が1,000円増となったことから増額となったものです。補助率は4分の3です。

7節児童福祉費負担金、補正額540万2,000円の増は、町内外の民間保育施設に入所した際に事業者へ支出する保育経費の県負担分で、入所者が24名増加したことから国負担分同様に増額をするものです。

15款2項1目総務費県補助金、補正額4万2,000円の増については、土地利用規制対策費交付金の確定によるものです。

2目民生費県補助金、補正額404万3,000円の増については、まず、3節児童福祉費補助金13万4,000円の増は、放課後児童健全育成事業におけるＩＣＴ機器の整備に対する県補助として、子ども・子育て支援交付金を計上するもので、補助率は3分の1です。

5節物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業補助金390万9,000円の増は、原油価格や物価高騰による生活困窮世帯への影響を緩和するため、電気やガスなどの光熱費等の支援として1世帯当たり7,000円を現金で補助する事業であり、対象を1,100世帯と見込み、補助金と事務費を計上したものです。なお補助率は、補助金分が2分の1、事務費分が人口による固定額となっております。

6ページをご覧ください。

3目衛生費県補助金、補正額35万円の増は、幼稚園のコロナ感染対策の補助金で、交付決定により計上するものです。

4目農林水産業費県補助金、補正額899万3,000円の増については、まず、産地生産力強化総合対策事業補助金347万3,000円の増は、園芸品目の生産拡大や効率化を図ることを目的とした、農業機械5台分の導入に対する補助で、補助金と同額を実施主体に支出するトンネル補助となります。

次に、野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金400万円の増は、行政区の野生鳥獣による生活環境被害への対策を支援するもので、1行政区当たり200万円で、2行政区分の補助を計上するもので、補助率は10分の10です。

次に、県オリジナル米産地力強化支援事業152万円の増は、事業者に必要な設備・機器のリースに要する経費を補助するもので、補助金と同額を実施主体に支出するトンネル補助となります。

7目教育費県補助金、補正額102万円の増は、幼稚園におけるＩＣＴ機器の整備に対する補助として、福島県教育支援体制整備事業費補助金を計上するもので、補助率は4分の3です。

15款3項5目土木費県委託金、補正額140万3,000円の増は、草刈りなどの旧宮川の河川浄化作業受託面積の増により増額するものです。

7ページをご覧ください。

16款2項2目物品売払収入補正額61万円の増は、旧町長車の売却によるもので、公共

施設整備基金に積立てをいたします。

17款1項1目一般寄附金、補正額50万円の増は、町民の方から教育振興のためにご寄附をいただいたもので、今回の補正予算において財政調整基金に積立てをし、さらに繰入れをし、寄附目的のために活用いたします。

18款1項1目財政調整基金繰入金、補正額1,200万円の増は、本年度ご寄附をいただいたマルト建設の1,000万円、坂下高校同窓会の150万円、町民の方の50万円の積立金1,200万円を全額繰入れし、寄附目的である教育振興のために、今回の補正予算において、幼稚園、保育所及び小中学校の教育用品等の購入を行うものです。

8ページをご覧ください。

19款1項1目繰越金、補正額4,121万9,000円の増は、令和3年度の決算の確定により繰越金が3億8,121万9,000円となったことによるものです。

20款4項4目雑入補正額346万円の増については、令和3年度実績額の確定による国県負担金の追加交付分を計上しております。

9ページをご覧ください。

21款町債。町債につきましては、第2表の地方債の補正によりご説明したとおり、追加が1件、変更が2件です。これにより、町債の総額は1,620万1,000円減の2億5,494万円となります。

町債の総額は、アクションプランで定めた臨時財政対策債を除き1億9,200万円となり、毎年度の起債上限2億円以内であります。財政の健全化を早期に実現するため、引き続き起債の新規発行を抑制してまいります。

次に、10ページをご覧ください。

3、歳出についてご説明いたします。

2款1項1目一般管理費、補正額22万7,000円の減については、4節共済費139万9,000円の減は、共済組合法の改正により、令和4年10月から会計年度任用職員が、雇用条件等により社会保険から共済組合短期組合員に加入することとなるため、減額分を計上するものです。なお、増額となる職員共済組合負担金は現予算で対応いたします。

10節需用費88万1,000円の増は、燃料価格の高騰による役場本庁舎、東分庁舎及び南分庁舎の電気料を増額するものです。

13節使用料及び賃借料29万1,000円の増は、ふるさと納税の寄附者がオンラインで寄附金受領証明書の再発行やワンストップ申請が行える機能の追加により、ライセンス使用料を増額するものです。

5目財産管理費、補正額111万円の増については、まず、財政調整基金50万円の増は町民の方からの寄附金を計上するもので、今回の補正予算において繰入れし、寄附目的のために活用いたします。

次に、公共施設整備基金61万円の増は、本年度に売払いを行った旧町長車の物品売払収入の積立てを計上するものです。

6目企画費。まず、土地利用規制対策費交付金の充当により、財源の内訳が、国県支出金4万2,000円の増、一般財源146万1,000円の増となります。

補正額150万3,000円の増については、10節需用費、補正額103万3,000円の増は、燃料価格の高騰による各地区コミュニティセンターの電気料を増額するものです。

12節委託料補正額47万円の増は、旧若宮小学校敷地内で発生した倒木の解体・処分経費を計上するものです。

7目交通安全対策費、補正額78万1,000円の増は、地区の要望により、老朽化した道路反射鏡の修繕工事2か所、新設工事3か所分を計上するものです。

9目過疎対策費、4節共済費は、令和4年10月の共済組合法改正によるもので、会計年度任用職員共済組合負担金が24万7,000円の増、社会保険料が同額減となり、補正額はございません。

11ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費、まず国県の介護保険低所得者保険料軽減負担金の充当により、財源の内訳が、国県支出金106万円の増、一般財源が5,300万7,000円の増となります。

補正額5,406万7,000円の増については、18節負担金補助及び交付金、補正額5,000万円の増は、後期高齢者医療療養給付費負担金の納付額が確定したことによるものです。

27節繰出金、補正額406万7,000円の増は、まず、国民健康保険特別会計繰出金5,000円の増は、未就学児の国保税均等割について、均等割額の2分の1を軽減するもので、当初課税の結果対象者が2名減となりましたが、1人当たりの均等割軽減額が1,000円増となったことにより増額をするものです。

次に、介護保険特別会計繰出金、低所得者保険料軽減繰出74万1,000円の増は、介護保険の本算定の結果、低所得者保険料軽減に該当する対象者が50名増加したため増額をするものです。

職員給与費等265万1,000円の増は、令和4年10月の介護報酬改定に伴うシステム改修と、10月より雇用を予定しております社会福祉士1名分の人件費を計上しております。

過年度低所得者保険料軽減繰出67万円の増は、令和3年度の負担金が確定したことにより精算が必要となるため増額するものです。

2目障がい者福祉費、補正額1,356万2,000円の増は、令和3年度の障害者医療費負担金、障がい者自立支援給付費負担金、障がい児施設給付費負担金の確定により発生した返還金を計上するものです。

12ページをご覧ください。

2項1目児童福祉総務費、補正額119万9,000円の増については、4節共済費は、令和4年10月の共済組合法改正によるものであります。

8節旅費、補正額5万5,000円の増は、要保護児童対策調整担当者研修への参加者2名分の旅費を計上するものです。

10節需用費、補正額43万7,000円の増については、事務用品6万7,000円の増は、放課後児童健全育成事業2施設におけるICT業務に必要なタブレットカバー、QRコード印刷カード等を購入するものです。

電気料37万円の増は、燃料価格の高騰による子育てふれあい交流センターの電気料を

増額するものです。

11節役務費から17節備品購入費まで合計70万3,000円の増は、放課後児童健全育成事業2施設のＩＣＴ業務機器や環境を整備する予算を計上するものです。

11節役務費、補正額90万円の増は、2施設分のＩＣＴ通信手数料となります。

13節使用料及び賃借料、補正額27万8,000円の増は、2施設分のシステム導入によるライセンス使用料となります。

17節備品購入費、補正額33万5,000円の増は、タブレット4台、キーボード2台分の購入費となっております。

22節償還金利子及び割引料、補正額4,000円の増は、令和3年度特別児童扶養手当事務取扱交付金の確定により発生した返還金を計上したものです。

13ページをご覧ください。

2目児童措置費、補正額61万3,000円の増は、令和3年度児童手当国県負担金の確定により発生した返還金を計上するものです。

3目母子福祉費、補正額18万9,000円の増は、令和3年度養育医療費国庫負担金の確定により発生した返還金を計上するものです。

4目児童福祉施設費、補正額3,360万2,000円の増については、10節需用費、補正額183万6,000円の増は、事務用品4万2,000円の増は、ばんげ保育所におけるＩＣＴ業務に必要なタブレットカバー、ＱＲコード印刷カード等を購入するものです。

次に、施設管理用品及び保育材料は、マルト建設からの寄附金を活用し、壁かけ扇風機、砂遊びセット等を購入するものです。

次に、電気料83万5,000円の増は、燃料価格の高騰によるばんげ保育所の電気料の増額、施設修繕料86万9,000円の増は、保育所の外壁及び柱のシロアリ被害による修繕71万円と、駐車場の区画線修繕15万9,000円を計上するものです。

12節委託料及び13節使用料及び賃借料は、保育所のＩＣＴ業務機器の環境を整備するためのＷｉ－Ｆｉ等の設定及びシステム導入によるライセンス使用料を計上するものです。

17節備品購入費の諸車及び14ページの遊具玩具55万7,000円の増は、マルト建設からの寄附金を活用し、6輪おでかけ避難車、クッションマットなどを購入するものです。

14ページをご覧ください。

通信機器138万7,000円の増は、タブレット15台及びキーボード13台を購入するものです。

18節負担金補助及び交付金、補正額2,915万6,000円の増は、民間保育所に入所した際に事業者へ支出する施設型給付費で、当初54名の入所を見込んでおりましたが、5月以降に入所者が24名増加し78名となったことによるものです。

22節償還金利子及び割引料、補正額1万1,000円の増は、令和3年度保育士等处遇改善臨時交付金の確定により発生しました返還金を計上するものです。

5目臨時福祉給付費、補正額924万7,000円の増については、18節負担金補助及び交付金、補正額75万円の増は、非課税世帯等に対し児童1人当たり5万円を給付する子育て

世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）で、給付対象者が15人増加したことによるものです。

22節償還金利子及び割引料、補正額849万7,000円の増は、令和3年度子育て世帯特別給付金事業費及び事務費の確定により発生した返還金を計上するものです。

4款1項2目予防費、補正額195万8,000円の増については、17節備品購入費、補正額132万円の増は、3歳6か月児健診で実施する斜視、弱視の検査に使用する屈折検査機器1台の購入費を計上するものです。

22節償還金利子及び割引料、補正額63万8,000円の増は、令和3年度感染症予防事業費等国庫補助金の確定により発生した返還金を計上するものです。

15ページをご覧ください。

4目斎苑管理運営費、補正額100万4,000円の増は、まず、電気料63万円の増は、燃料価格の高騰による会津西部斎苑の電気料を増額するものです。

施設修繕料37万4,000円の増は、西部斎苑の電気設備点検により非常用予備発電装置に不具合が判明したため、部品交換のための修繕を計上するものです。

5目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額7,990万4,000円の増は、オミクロン株対応ワクチンの5回目の接種を実施する新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業及び新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制確保事業、原油価格や物価高騰による生活困窮世帯への影響を緩和するため、電気やガスの光熱費等の支援として、1世帯当たり7,000円を現金で補助する物価高騰対応生活困窮世帯救急補助事業になります。

2節給料から4節共済費は、ワクチン接種の期間延長による会計年度任用職員の人件費と職員の時間外手当、7節報償費291万2,000円の増は、医療機関へのワクチン管理協力金を計上するものです。

16ページをご覧ください。

10節需用費52万7,000円の増は事務用品の購入、印刷製本費は封筒の印刷費用を計上するものです。

11節役務費581万円の増については、通信運搬費が523万9,000円の増、郵便料295万1,000円の増が接種券の送付等、電話料22万円の増はウェブ端末の通信料、運送料206万8,000円の増は医療機関へのワクチンの移送料を計上するものです。

手数料57万1,000円の増は、国保連への審査支払手数料で45万円の増、物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助金の振込手数料で12万1,000円の増になります。

12節委託料4,447万6,000円の増については、廃棄物処理13万9,000円の増は、医療用産業廃棄物の処理手数料、予防接種3,343万7,000円の増は、町内医療機関への1万3,500人分の予防接種の委託料、託児業務4万円の増は、ワクチン接種時の託児業務、医療機関コロナワクチン接種体制整備60万円の増は、医療機関が医療物品等を整備するためのものです。接種券印刷封入322万7,000円の増は、接種券の印刷封入に係る委託業務、コールセンター運営703万3,000円の増は、電話での予約受付や予約システムの利用支援を行うためのものです。

18節：負担金補助及び交付金1,360万6,000円の増については、負担金509万6,000円の

増は、ワクチン接種期間延長による両沼地区医療機関コロナワクチン負担金になります。

補助金770万円の増は、原油価格や物価高騰による生活困窮世帯への影響を緩和するため、1世帯当たり7,000円を現金で補助するもので、1,100世帯分を計上するものです。

22節償還金利子及び割引料、補正額925万9,000円の増は、令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種国庫負担金（接種料金分）及び国庫補助金（接種体制確保分）の確定により発生した返還金を計上するものです。

2項1目塵芥し尿処理費、補正額493万2,000円の減については、事業費が確定したことによる廃棄物収集・運搬料198万1,000円の減と、資源物分別処理業務委託料295万1,000円を減額するものです。

18ページをご覧ください。

6款1項3目農業振興費は、産地生産力強化総合対策事業補助金等の充当により、財源の内訳が、国県支出金899万3,000円の増、一般財源2,000円の増となります。

農業振興費、補正額899万5,000円の増については、まず4節共済費が、令和4年10月の共済組合法改正による増減となります。

18節負担金補助及び交付金899万3000円の増については、産地育成整備事業347万3,000円の増は、園芸品目の生産拡大や効率化を図ることを目的とした農業機械5台分導入に対する補助を計上するものです。

野生鳥獣被害防止地域づくり事業400万円の増は、行政区が野生鳥獣による生活環境被害への対策を支援するもので、1行政区当たり200万円で、2行政区分の補助を計上するものです。

県オリジナル米産地力強化支援事業152万円の増は、県オリジナル米である「福、笑い」を生産し、品質向上等に取り組む農業者団体に、必要な設備、機器のリースに要する経費を補助するものです。

5目農地費、補正額173万8,000円の減は、農業集落排水特別会計において、処理場の電気料、施設修繕料等の維持管理経費が増となりますが、消費税納付が不要となり、消費税が還付になったことから繰出金を減額するものです。

7款1項3目観光費、補正額27万6,000円の増については、7節報償費2万6,000円の増は、まち歩きの参加者が急増しているため、対応するボランティアガイドを1回当たり2名から5名に増員が必要になったことから増額をするものです。

19ページをご覧ください。

10節需用費25万円の増は、道の駅をはじめ観光施設などに設置しております「観光ガイドブックあいづばんげ」のパンフレットが、在庫が減少していることから増刷するため計上するものです。

8款2項1目道路維持費、補正額692万9,000円の減については、10節需用費120万3,000円の増は、除雪車等の整備費の増加に伴うものです。

17節備品購入費813万2,000円の減は、3トン除雪ドーザの購入額確定によるものです。

2目道路新設改良費、補正額260万円の増については、八幡神社前通路の水道管敷設工事に併せ現在破損の多い石畳から舗装とするための工事費を計上するものです。

3 目街路灯費、補正額245万4,000円の増は、燃料価格の高騰による街路灯の電気料を増額するものです。

4 目サブセンター管理費、補正額17万円の増は、燃料価格の高騰によるサブセンターの電気料を増額するものです。

20ページをご覧ください。

3 項 1 目河川総務費、補正額140万3,000円の増は、旧宮川の河川浄化作業について、宇内区及び青津区の作業面積の増により増額をするものです。

4 項 4 目下水道費、補正額137万8,000円の増は、下水道事業特別会計において、歳入は、柳田地区の開発に伴う受益者負担が増となりますが、歳出では、東西・中央浄化センターの電気料、施設修繕料の維持管理経費などが増となるため、繰出金を増額するものです。

6 目公園費、補正額100万4,000円の増については、12節委託料63万円の増は、燃料価格の高騰による都市公園の管理委託料の電気料分を増額するものです。

14節工事請負費37万4,000円の増は、国道49号からB M I 鶴沼球場への案内看板を設置するため計上するものです。

21ページをご覧ください。

5 項 1 目住宅管理費、補正額 5 万5,000円の増は、燃料価格の高騰による町営住宅敷地内の外灯、受水槽ポンプの電気料を増額するものです。

9 款 1 項 1 目非常備消防費、補正額141万1,000円の増は、分団運営費43万9,000円の減は、新たな交付金の創設により全額減、消防団施設整備交付金185万円の増は、消防団屯所施設及びポンプや車両等の設備の適切な維持管理、分団・班の運営に必要な経費として新たに創設したもので、1 分団当たり25万円を 7 分団に交付するものです。また、ポンプ操法大会に該当した分団に対し、準備等諸経費分として10万円を併せて交付するものです。

2 目消防施設費、補正額100万円の増は、村田区消防団屯所の建設に伴う実施設計業務委託費を計上したものです。なお、建設工事は令和 5 年度を予定しております。

10 款 2 項 1 目小学校費、学校管理費、補正額497万4,000円の増については、10 節需用費367万1,000円の増は、まず施設管理用品 1 万2,000円の増は、小学校の消火器更新に伴う単価増によるもので、9 本分の差額を計上するものです。

交通安全用品 5 万5,000円の増は、マルチ建設寄附により、児童通学班用横断旗50本を購入するものです。

次に、電気料246万円の増は、燃料価格の高騰による南・東小学校の電気料を増額するものです。

22ページをご覧ください。

施設修繕料114万4,000円の増は、南小学校の浄化槽ブロアポンプが故障したことから交換費用を計上したものです。

12 節委託料、補正額130万3,000円の増は、放課後児童健全育成事業（わんぱくクラブ）の申込人数の増加に伴い、新たに使用している南・東小の各活動室にエアコンを設置す

るため、実施設計費を計上するものです。

10款2項2目教育振興費、補正額136万6,000円の増については、検査機器36万6,000円の増は、マルト建設寄附により、各小学校の就学時健康診断等で使用する聴力検査用オーディオメーターを3台購入するものです。

次に、図書プリント100万円の増は、坂下高等学校同窓会寄附により、各小学校へ図書を購入するものです。

10款3項1目中学校費、学校管理費、補正額159万4,000円の増については、まず、施設管理用品4,000円の増は、坂下中学校の消火器更新に伴う単価増によるもので、3本分の差額を増額するものです。

次に、電気料159万円の増は、燃料価格の高騰による坂下中学校の電気料を増額するものです。

2目教育振興費、補正額1,040万3,000円の増については、10節需用費、763万円の増は、まず教材754万6,000円の増は、マルト建設寄附により、学習用タブレットとプロジェクターをつなぐ機器であるアップルテレビ48クラス分、学習用タブレットを家庭で充電するための機器1,080台分、入力用タッチペン500本、プロジェクターの音声を拡大するための無線スピーカー48クラス分を購入するものです。

次に、備品修繕料8万4,000円の増は、先生用のパソコンモニター及び本体2台が故障により修繕が必要なため修繕費用を計上したものです。

23ページをご覧ください。

11節役務費から14節工事請負費までは、G I G Aスクールの推進に伴い、現在の通信環境では授業中のデータ通信が十分に行えず支障が出ていることから、南・東小学校及び坂下中学校に新たに光回線を整備して通信環境の改善を図るため計上したものです。

11節役務費38万5,000円の増は、新たに整備した光回線の通信料、12節委託料172万6,000円の増は、光回線整備に伴うルーター設定の業務委託料、14節工事請負費16万2,000円の増は、小中学校個別にインターネット回線を整備するための光回線工事費となっております。

17節備品購入費50万円の増は、坂下高校同窓会の寄附により図書を購入するものです。

4項1目幼稚園費、補正額800万4,000円の増については、10節需用費、補正額118万7,000円の増については、事務用品12万4,000円の増については、幼稚園におけるI C T業務に必要なタブレットカバー、QRコード印刷カード等を購入するものです。

教材12万7,000円の増は、マルト建設からの寄附を活用し、ニューブロック、初めてのけん玉等の教材を購入するものです。

電気料93万6,000円の増は、燃料価格の高騰による各幼稚園の電気料を増額するものです。

12節委託料100万円の増は、各幼稚園のI C T機器導入に伴うW i - F i等の設定作業料になります。

24ページをご覧ください。

13節使用料及び賃借料49万円の増は、各幼稚園分のI C Tシステム導入によるライセ

ンス使用料になります。

17節備品購入費532万7,000円の増については、調度品31万7,000円の増は、壁つき扇風機等を購入するものです。

光学通信視聴覚機器類356万6,000円の増については、通信機器196万1,000円の増は、タブレット22台、キーボード16台分の購入、音響機器から保育用品の遊具玩具までは、マルト建設の寄附によりポータブルアンプ等を購入するものです。

5項2目公民館費、補正額19万5,000円の増については、3節職員手当等14万円の増は、会計年度任用職員1名が7月より児童手当受給の対象となるため増額するものです。

10節需用費5万5,000円の増は、消防設備法定点検の指導による自動火災報知機の通信機交換と、消火器更新に伴う単価増によるもので、12本分の差額を増額するものです。

25ページをご覧ください。

6項1目保健体育総務費、補正額102万5,000円の増は、令和4年3月で統合となった旧坂下高校のグラウンドをソフトボール専用コートとして整備し、市町村対抗ソフトボール大会等の練習場として活用するため、管理等に係る委託料を計上するものです。委託先はスポーツクラブバンビィになります。

2目学校給食費、補正額383万5,000円の増については、電気料321万1,000円の増は、燃料価格の高騰による給食センターの電気料を増額するものです。

次に、備品修繕料62万4,000円の増は、焼物用軟水装置の故障による修繕5万5,000円と、給食食器の運搬用のかごが劣化によりコーティングが剥がれ、異物混入のおそれがあることから、食器かご47器分の修繕56万9,000円を計上するものです。

最後に、13款1項1目予備費、補正額278万9,000円の減は、歳入歳出額の調整による減額となり、これにより予備費総額は2,721万8,000円となります。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第71号から議案第73号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

私からは、議案第71号「令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億7,037万9,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、当初課税による調定額の算定に伴う補正及び令和4年度新設の未就学児均等割の軽減算定についての補正、並びに令和3年度繰越金が確定したことによる補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

1 の総括です。

まず、歳入です。

1 款国民健康保険税から 7 款繰越金までの合計7,000円を減額し、歳入合計を17億7,037万9,000円にするものです。

2 ページをお開きください。

歳出ですが、5 款保険事業費から 9 款予備費まで合計7,000円を減額し、歳出合計を歳入と同額の17億7,037万9,000円にするというものです。財源内訳は、一般財源が7,000円の減です。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入ですが、1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分から 9 節介護納付金分現年課税特別徴収分まで合計192万円の減は、算定の結果、国保世帯及び被保険者が見込みよりも減となったためであります。

4 ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金5,000円の増は、未就学児均等割保険税の軽減について、当初課税による未就学児の人数は2名減であります。均等割の増により繰入額が増加したことによるものです。

7 款 1 項 1 目その他の繰越金190万8,000円の増は、令和3年度繰越金が確定したことによるものです。

5 ページをお開きください。

3 の歳出です。

5 款 2 項 2 目疾病予防費、4 節共済費1,000円の増は、会計年度任用職員 1 名が10月より共済組合短期組合員となるためによる増です。

9 款 1 項 1 目予備費は8,000円の減で、3,681万1,000円となります。

以上、補正の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第72号「令和4年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ5,225万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億2,451万4,000円としたいという

ものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、介護保険料の本算定に伴う補正及び低所得者保険料軽減額確定による補正、10月からの新規職員採用に伴う職員給与費等の補正と、令和3年度繰越金の確定による補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

1 の総括、歳入でございます。

1 款保険料から9 款諸収入までの合計5,225万8,000円を追加し、歳入合計を24億2,451万4,000円にするというものでございます。

次に、2 ページの歳出であります。1 款総務費から6 款予備費まで合計5,225万8,000円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の24億2,451万4,000円にするというものでございます。財源内訳は、国庫支出金28万2,000円の増、一般財源が5,197万6,000円の増であります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入でございます。

1 款1 項1 目第1 号被保険者保険料は、本算定により調定額を確定し、徴収率を勘案して、1 節特別徴収保険料82万6,000円の減、2 節普通徴収保険料112万8,000円の減で、合計195万4,000円の減となります。

これは被保険者は88人増加しましたが、所得段階別の被保険者数の内訳において、所得の高い第8、第9段階の人数が減少し、低所得者層の第1、第2、第3段階の人数が増加したことなどによるものでございます。

3 款2 項3 目事務費補助金28万2,000円の増は、介護報酬改定に伴うシステム改修に係る国庫補助金であり、補助率は事業費の2分の1となっております。

7 款1 項3 目低所得者保険料軽減繰入金141万1,000円の増は、現年度分については、当初申請の結果、保険料の軽減対象者が見込みよりも50名増となったことによる74万1,000円の増、過年度分については、令和3年度分の低所得者保険料軽減事業費が確定したことによる67万円の増となっております。

7 款1 項4 目その他一般会計繰入金265万1,000円の増は、10月からの新規採用職員に係る人件費に係るものでございます。

4 ページをお開きください。

8 款1 項1 目繰越金4,355万3,000円の増は、令和3年度繰越金が確定したことによるものです。

9 款3 項4 目雑入631万5,000円の増は、令和3年度社会保険診療報酬支払基金給付費と、令和3年度介護給付費交付金の県費の確定に伴う追加交付であります。

5 ページをご覧ください。

3 の歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費293万3,000円の増は10月からの新規採用職員に係る人件費及び介護報酬等の改定に伴うシステム改修費であります。

6 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目償還金713万8,000円の増は、令和 3 年度事業費精算による国、県、支払基金への返還金であります。

6 款 1 項 1 目予備費は、4,218万7,000円の増で 1 億61万5,000円となりました。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第73号「令和 4 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

令和 4 年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ795万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億9,224万8,000円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、本算定による調定額の確定に伴う保険料の補正及び令和 3 年度繰越金が増加したことによる補正でございます。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

1 の総括、歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料及び 4 款繰越金の合計795万8,000円を減額し、歳入合計を 1 億9,224万8,000円にするというものです。

次に、2 ページの歳出であります。2 款後期高齢者医療広域連合納付金から795万8,000円を減額し、歳出合計を歳入合計と同額の 1 億9,224万8,000円にするというものです。財源内訳は、一般財源が795万8,000円の減であります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入であります。1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料807万3,000円の減は、当初算定時よりも被保険者数が減となったことなどによるものです。

4 款 1 項 1 目繰越金11万5,000円の増は、令和 3 年度繰越金が増加したことによるものです。

4 ページをお開きください。

3 の歳出です。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金795万8,000円の減は、本算定による保険料の変更及び繰越金の確定により、広域連合納付金の額が増減するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第74号から議案第76号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第74号「令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ624万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,594万8,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、歳入においては、受益者分担金の追加及び消費税還付金の減額を、歳出においては、各浄化センター電気料の増額見込分及び坂下東浄化センターフロア更新等を計上したものであります。

1ページをお開きください。「第1表歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開きください。

1、総括、歳入であります。

1款分担金及び負担金から6款諸収入まで、補正額が624万8,000円の増となり、補正後の歳入合計は5億4,594万8,000円となります。

2ページをお開きください。

歳出であります。

1款下水道事業費から2款公債費まで、補正額が624万8,000円の増となり、補正後の歳出合計は5億4,594万8,000円となります。

また、補正額の財源内訳は、特定財源として、その他が825万8,000円の増、一般財源においては201万円の減となっております。

3ページをお開きください。歳入であります。

1款1項1目負担金825万8,000円の増は、柳田地区開発行為に伴う受益者分担金の確定によるものであります。

5款1項1目一般会計繰入金137万8,000円の増は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

6款3項1目雑入338万8,000円の減は、消費税及び地方消費税確定申告による消費税還付金の確定によるものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 2 項 1 目維持管理費は、621万7,000円の増であります。

10節需用費170万4,000円の増は、各浄化センターにおける電気料の増額見込分であり  
ます。

14節工事請負費451万3,000円の増は、坂下西・坂下東・坂下中央浄化センターの脱水  
機制御盤修繕工事及びフロア更新工事の追加、水処理槽シート張替工事などの見積単価  
等の見直しにより増額するものであります。

1 款 3 項 1 目建設費 3 万1,000円の増は、7 節報償費受益者負担金前納者の増による  
ものであります。

2 款 1 項 2 目利子については、増減はございませんが、財源内訳の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第75号「令和4年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第2号)」についてご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定め  
るところによりたいというものであります。

第1条は歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞ  
れ115万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,586万円としたいという  
ものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の  
歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、歳入においては、消費税還付金の追加を、歳出においては、公課費、  
消費税及び地方消費税の全額減額及び各浄化センター電気料の増額見込分を計上したも  
のであります。

1 ページをお開きください。「第1表歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

事項別明細書の1 ページをお開きください。

1、総括、歳入であります。

3 款繰入金から 4 款諸収入まで、補正額が115万円の減となり、補正後の歳入合計は  
6,586万円となります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款農業集落排水事業費の補正額が115万円の減となり、補正後の歳出合計は6,586万  
円となります。また、補正額の財源内訳は、特定財源のその他191万5,000円を、1 款 1  
項 1 目一般管理費から 1 款 2 項 1 目維持管理費へ組み替えるとともに、一般財源が115  
万円の減となっております。

3 ページをお開きください。歳入であります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金173万8,000円の減は、歳入歳出における事業費の確定に  
よるものであります。

4款3項1目雑入58万8,000円の増は、消費税及び地方消費税確定申告による消費税還付金及び還付加算金の確定によるものであります。

4ページをお開きください。歳出であります。

1款1項1目一般管理費191万5,000円の減は、26節公課費、消費税及び地方消費税の確定により全額減額するものであります。

1款2項1目維持管理費は、76万5,000円の増であります。

10節需用費60万円の増は、各浄化センターにおける電気料の増額見込分であります。

14節工事請負費16万5,000円の増は、陣が峯城浄化センター非常通報装置取替工事の追加によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第76号「令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条、令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条、令和4年度会津坂下町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正したいというものであります。

第1款水道事業費用では、既決予定額4億8,636万3,000円に101万1,000円を追加し、4億8,737万4,000円にしたいというものであります。

第3条、予算第7条に定めた職員給与費の既決予定額3,024万8,000円に1,000円を追加し、3,024万9,000円に改めるものであります。

今回の補正は、電気代高騰に伴う動力費及び県道赤留塔寺線配水管撤去工事費増分等を計上したものであります。

1ページをお開きください。実施計画であります。

詳細につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

2ページをお開きください。キャッシュ・フロー計算書であります。

資金の減少額は、補正前の5,396万9,073円に101万1,000円を追加し、5,498万73円となり、資金期末残高は6億2,079万9,997円となります。

次に、3ページにつきましては予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

4ページをお開きください。予算明細書であります。

収益的支出、1款1項1目原水及び浄水費33万円の増、及び2目配水及び給水費26万2,000円の増は、電気代高騰に伴う電気・電力料を計上したものであります。

4目総係費1,000円の増は、地方公務員等共済組合法の改正により、令和4年10月から社会保険適用対象である会計年度任用職員が共済組合員に変更されることに伴う保険料の増分を計上したものであります。

6目資産減耗費52万円の増は、県道赤留塔寺線配水管撤去工事費用の増分を計上したものであります。

1款2項3目消費税及び地方消費税10万2,000円の減は、今回の補正に伴うものであ

ります。

5 ページをお開きください。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支(損益勘定)であります。収益的収入5億1,542万7,000円、収益的支出4億8,737万4,000円、税込当期純利益2,805万3,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,124万3,000円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税8,000円を差し引き、税抜当期純利益は1,680万2,000円となるところであります。

補填財源の明細につきましては、5 ページ下段、補てん財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長(水野孝一君)

以上をもって議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は最終日に行います。

休憩のため休議といたします。

(午後4時25分)

再開を4時30分といたします。

(休議)

◎「請願・陳情」常任委員会付託

◎議長(水野孝一君)

再開いたします。

(午後4時30分)

日程第6、「請願・陳情」の常任委員会付託を議題といたします。

去る8月25日の正午までに受理した請願・陳情は、お手元にその写しを配付しておりますので、請願及び陳情番号、受理年月日、件名、請願者及び陳情者の住所・氏名、紹介議員名を職員に朗読させます。

◎書記(加藤秀法君)

請願番号第6号、受理年月日令和4年8月25日、件名「只見線が地域に活力を与えるような列車運行をめざし、JR東日本により良いダイヤ改正を求める請願について」。請願者住所氏名、河沼郡会津坂下町大字八日沢字権堂3803番地、山内幸裕。紹介議員、五十嵐一夫。

陳情番号第3号、受理年月日令和4年8月22日、件名「会津坂下町議会議員政治倫理条例の制定」に関する陳情書。陳情者住所氏名、会津坂下町大字五ノ併字田中丙91番地、江川和弥。

◎議長(水野孝一君)

請願第6号について、紹介議員の説明を求めます。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）（登壇）

請願第6号「只見線が地域に活力を与えるような列車運行をめざし、ＪＲ東日本により良いダイヤ改正を求める請願について」、紹介議員として五十嵐一夫が請願についてご説明申し上げます。

請願者は、福島県河沼郡会津坂下町大字八日沢字権堂3803番地、山内幸裕氏であります。

請願について朗読、説明します。

令和4年10月1日、悲願でありました只見線が全線開通となります。平成23年の豪雨災害により会津川ロー只見間が不通となってしまいました。関係各位のご尽力により巨額が投入され、全線再開通の運びとなりましたことは、只見線沿線住民だけでなく、会津地域、福島県民の大きな喜びであります。

ダイヤが発表されました。ダイヤ改正は会津地域の活性を期待されると信じて大きな期待を寄せていました。しかし期待むなしく、豪雨災害前とほぼ同様のダイヤでありました。

只見線は会津川ロー只見間が不通の期間において、地域の方々の知恵と努力により魅力度が格段にアップしました。日本だけでなく世界に認知された魅力ある鉄道路線として、多くの観光客が訪れました。その間ＳＬ運行、トロッコ列車運行、ビューポイントの整備、霧幻峡の渡し船、映画の作成などの取組により大きな効果を上げました。

只見線は日本を代表する観光路線鉄道であり、通学者をはじめ地域生活者にとって欠かせない、かけがえのない重要な生活路線でもあります。

今回のダイヤ発表を評価しますと、利用者側のニーズに合っていません。観光利用客には乗車しにくいダイヤです。会津の利用者でさえ利用しようとしても利用しにくいのです。ましてや遠方よりの観光客には、乗れない、乗りたい区間が制限されたダイヤです。魅力度のアップのために惜しみない努力をした方々の知恵と努力をさらに生かしていくためにも、列車の運行延伸、休日列車の増発が必要ではないでしょうか。

また通学利用者が多いのですが、通学者にとっても利用しやすいダイヤができませんでした。会津若松発の最終列車を利用しますと、降車時間帯は児童生徒にとって深夜徘徊の時間帯であり、青少年育成から好ましいダイヤではありません。

上下分離方式という日本で初めての鉄道路線運営です。その特性を生かし、関係各機関はＪＲ東日本と積極的に協議をして、今後のダイヤ改正に取り組んでいただきたいのです。

つきましては請願の趣旨をご理解いただき、地方自治法第99条の規定に基づき、下記の事項について関係各機関に意見書を提出いただきますようお願い申し上げます。

記。

1、観光客のニーズに合った列車の運行のために、列車の運行延伸、休日列車の増発ダイヤ改正について、ＪＲ東日本と協議をすること。

2、通学者にとって青少年育成を考慮したダイヤの取組をＪＲ東日本と協議をすること。

3、生活路線として地域の利用促進を考慮したダイヤの取組をＪＲ東日本と協議をすること。

以上が請願の趣旨であります。

只見線が全線開通の運びとなりましたが、列車運行ダイヤについては、災害前とほぼ同様であり、利用者側のニーズに合わせたダイヤとは言えません。特に交流人口を増やすことは、只見線沿線の地域にとって自治体の存亡がかかっていると言っても過言ではありません。

列車ダイヤの次の定期的な改正は３月です。時刻表は１か月前の２月に発売されます。印刷に１か月はかかるでしょう。１２月頃には運行ダイヤを決定しないと間に合いません。９月議会終了後すぐにも関係各機関に強力で折衝しないと、３月ダイヤ改正に間に合いません。迅速に対応していただきたいのです。

只見線の存亡をかけての取組はこれから始まるのです。ぜひとも会津坂下町議会においては本請願をご採択いただき、会津坂下町議会より意見書を関係各機関に送付されまようをお願いをするものです。

議員各位のご賛同を賜りたくお願い申し上げ、請願の説明といたします。

#### ◎議長（水野孝一君）

これらの請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

#### ◎決算特別委員会の設置

#### ◎議長（水野孝一君）

日程第７、「決算特別委員会の設置」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第６２号「令和３年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」から議案第６９号「令和３年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」までの８件については、委員会条例第５条の規定により、監査委員を除く１３人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号「令和3年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」から議案第69号「令和3年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」までの8件については、監査委員を除く13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会に諮って指名することになっておりますので、委員を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

1番、目黒克博君。2番、蓮沼文明君。3番、物江政博君。4番、赤城大地君。5番、横山智代君。6番、渡部正司君。7番、佐藤宗太君。8番、山口享君。10番、渡部順子君。11番、五十嵐一夫君。12番、酒井育子君。13番、小畑博司君。14番、水野孝一君。

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、13人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名いたしました13人を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

決算特別委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長との互選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告知をいたします。

本日、本会議散会后、大会議室において決算特別委員会を開催し、互選の結果を議長まで報告願います。

互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により年長の議員が行うことになっておりますので、12番、酒井育子君にお願いいたします。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

以上をもって本日の議事は全部終了いたしました。

9月2日から4日までは休会であります。9月5日は午前10時より本会議を開き一般質問を行います。

一般質問は8月18日の正午に通告を締め切っており、議員9名から通告が来ておりま

す。

本日はこれをもって散会いたします。

(散会 午後 4 時42分)

ご苦労さまでした。

なお、直ちに議員のみによる決算特別委員会を開催いたしますので、大会議室にご参集願います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月1日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員